

4 安心・安全な暮らしづくり

(2) 健康づくりの推進

国への提案事項

1 「健康経営」推進のためのデータ活用に係る体制整備

- 「健康経営」を実践する企業の拡大を促進するにあたり、PHR(パーソナルヘルスレコード)を活用した従業員の健康づくりへの効果的な介入方法を確認するため、国において、自治体が行う先行的な取組とも連携を図りながら、診療情報や薬剤情報などの保健医療情報を統合・一元管理し、PHRを保健指導に加え、分析業務などの二次利用にも活用できる環境整備を行うこと。

2 がん検診受診率の向上に向けた取組

(1) がん検診の実施主体の法的明確化

- 効果的・効率的な受診勧奨を行うため、特定健康診査と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含め、がん検診の実施範囲について明確に法律に位置付けること。

(2) データ収集の仕組みの構築

- 職域におけるがん検診について、対象者数・受診者数等の把握や検診の精度管理ができるよう、各保険者・事業主や各検診機関で統一したフォーマットを用いるなど、必要なデータ収集が可能な仕組みを構築すること。

【提案先省庁：厚生労働省】

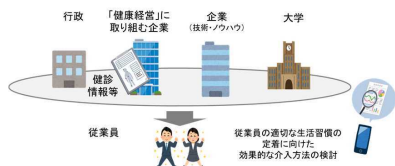
4 安心・安全な暮らしづくり

(2) 健康づくりの推進

広島県の取組

【「健康経営」の推進】

- 「健康経営」に取り組む企業や大学等と連携した実証試験
- 県内中小企業を中心に、「健康経営」の導入・定着を支援 など



【がん検診受診率の向上】

- がん検診受診率向上に向けたキャンペーンを実施
- 市町の受診勧奨を支援(効果的な勧奨手法等の研修実施、協会けんぽ被扶養者に受診勧奨する体制の整備 等)

現 状

- 県内従業員の約8割を占める中小企業では、「健康経営」の取組が十分に進んでいない。(R元 2.7%(1,452社/54,570社))
- がん検診受診率が低迷している。(R元 国民生活基礎調査)

受診率	胃	肺	大腸	子宮頸	乳
広島県	41.3 %	45.9 %	41.0 %	43.6 %	43.9 %
全 国	42.4 %	49.4 %	44.2 %	43.7 %	47.4 %

課 題

【「健康経営」の推進】

- 若年期からの適切な生活習慣を身に付けるための健診情報等のPHRを活用した効果的な介入方法が確立できていない。
- 効果的な介入方法の検討を行うために必要な健診情報等PHRの活用を容易に行うことができない。

【がん検診受診率の向上】

- がん検診は、健康増進法で市町が実施に努めることとされているが、実際には多くの医療保険者が任意に検診を実施しており、実施主体や検診対象者の範囲等が明確になっていない。
- 職域におけるがん検診については、対象者数等のデータを定期的に把握する仕組みがなく、効果的な受診勧奨・再勧奨を阻害する大きな要因となっている。

目 標

【「健康経営」の推進】

「健康経営」に取り組む中小企業数 5,600社(R7)

【がん検診受診率の向上】

5つのがん検診受診率 50%以上(R4)

4 安心・安全な暮らしづくり

(3) 鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援

国への提案事項

1 鉄道利用促進のための機運醸成

- 国として広域交通ネットワークにおける鉄道の重要性を認識し、県、市町、地域等が行う、鉄道路線の利用促進や地域での活用を推進する取組への支援を行うこと。併せて、鉄道事業者に対し、こうした取組に積極的に取り組むよう働きかけること。

2 鉄道事業者の経営基盤の安定化への支援

- コロナ禍の影響による利用状況の変化が鉄道事業者の経営基盤を不安定化させ、地方の広域交通ネットワークの維持に支障を来すことのないよう、鉄道事業者の経営基盤の安定化を支援すること。

3 鉄道事業法における手続きの見直し

- 鉄道事業者が、届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について、地域における鉄道活性化の取組や廃止に伴う影響等を国が評価するなど、処理手続きの見直しを行うこと。

【提案先省庁：国土交通省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(3) 鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援

課 題

- 災害による長期間の運休やコロナ禍の影響のため、利用者数の少ない状況が続いた場合は、存続の危機も考えられる。
⇒ 官民が一体となった鉄道の利活用促進策を展開する必要がある。
- コロナ禍の影響による利用状況の変化のため、鉄道事業者の経営基盤が不安定化し、ローカル線の廃止が進むおそれがある。
⇒ 鉄道事業が健全かつ円滑に運営されるよう経営基盤の安定化を図る必要がある。
- 鉄道事業法の現行制度では、鉄道事業者が廃止日の1年前までに国土交通大臣に届けねばよいとされている。(鉄道事業法第28条の2)
⇒ 鉄道の廃止が地域にもたらす影響や、地域が行う鉄道ネットワークを活かした地域活性化事業の成果を国が評価するなど、事業廃止手続きを進める過程において、地域の実情が反映されるよう、見直しを講じることが必要である。

現状／広島県の取組

【広島県の現状】

- 平成30年7月豪雨災害により、長期間不通となったJR芸備線の利用者数は回復途上にとどまっている。

【鉄道事業の現状】

- JR西日本は、コロナ禍の影響による利用状況の変化に対応するため構造改革を迫られているとして、ローカル線の維持が困難であると表明した。(令和3年2月18日)
- JR北海道、JR四国及びJR貨物の3社は、営業損失を補うことができるよう、経営安定基金の設置ほかの支援を受けている。

【広島県の取組】

- 本県では、鉄道ネットワークを活用して地域交流の拡大等を図る事業を創設(令和2年度)し、沿線の市町や協議会等と連携して鉄道利用促進の取組を進めている。

[参考：JR芸備線及び福塩線の状況 平均通過人員(人/日)]

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1
芸備線 広島～備中神代間	1,685	1,702	1,699	1,705	1,341	1,323
福塩線 福山～塩町間	2,132	2,199	2,242	2,254	2,181	2,194

4 安心・安全な暮らしづくり

(4) 空き家対策の強化

国への提案事項

1 特定空家等^(※)の解消の加速化（空家等対策特別措置法の改正）

※そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある空き家等

- 空き家に係る固定資産税等の住宅用地特例の除外対象範囲について、空家法に基づく勧告以前の段階においても除外できるなどの仕組みや基準を明確化すること。
- 代執行に至る手続きのうち、特に所有者等の探索範囲を合理化するために、調査すべき公的書類を明確化する規定を追加するなど、手続きの簡素化を図ること。
- 市町が財産管理人制度を活用しやすいように、所有者不明土地法と同様に、市町の長に財産管理人の選任申立権を付与する規定を追加すること。
- 即時執行（緊急安全措置）の規定を追加すること。

2 財政措置の拡充

- 補助対象（現在は除却工事費等の8/10）を拡充すること。
- 代執行による空き家除却に係る国庫補助要件を緩和すること。

事業主体	地方公共団体
負担割合	
除却等に要する費用は補助対象限度額	国費 4/10 地方公共団体 4/10 地方公共団体 2/10

【提案先省庁：国土交通省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(4) 空き家対策の強化

現状と将来推計

- 令和元年度に県内全市町及び関係団体とともに、「広島県空き家対策対応指針」を見直し、新たに県内市町共通の目標^(※1)と対策の方向性を定め、空き家対策を強力に推進している。

空き家の現状 (※2)	約44,300戸	推 計 値	R5 (2023) までに 約 7,600戸増加【5年間累計】 R10 (2028) までに 約13,000戸増加【10年間累計】
----------------	----------	-------	--

※1 ターゲットを「1年間を通じて使用していない戸建て住宅」とし、「10年後、空き家数を増やさない」を実現することを目指し設定

※2 市町の実態調査結果を県で集計(H31. 4月実施) 主に1年間を通じて使用されていない戸建て住宅が対象で、共同住宅は除く。

課 題

1 特定空家等の解消の加速化には、市町が迅速かつ柔軟に行政措置できる法制度への改善が必要

- 空き家に係る固定資産税の住宅用地特例については、空家法に基づく勧告により除外される。しかし勧告以前については、「居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合等で今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合」には、除外されるものとされているが、仕組みや基準が不明確なため、市町から明確化してほしいとの意見が出ている。
- 法令やガイドライン等において、調査すべき公的書類が明確化されていないため、多数の相続人がいる場合の所有者の探索範囲や、建物と土地の所有者が異なる場合の助言・指導・勧告などの手続の対象範囲が膨大となり、代執行に至るまでに多大な労力と時間が必要となっている。
- 所有者が不明な特定空家等を解消するためには、民法に基づく財産管理人制度を活用し、管理人を選任することが有効だが、現行の法制度では、この制度を家庭裁判所に申し立てることが可能な利害関係人として、市町が明確に位置付けられていない。
- 現行の空き家対策特別措置法では、現に周辺に危険が及んでいる特定空家等に対して市町が緊急に安全措置をとる際には、市町による助言・指導等の手続きを踏むことが必要となっているため、措置までに時間を要している。

2 市町による行政措置を加速化するためには、財政措置の拡充が必要

- 空き家除却に係る国庫補助の対象範囲が、除却工事費等の8/10に限定されているため、地方負担分の4/10に加え、残りの2/10も市町が負担せざるを得ない。
- 代執行による空き家除却に対する国庫補助要件として、事前に除却費用の回収可否を明確にすることが必要であるが、代執行時点では、費用の回収可否や回収可能額の確定が困難なため、補助申請が困難となっている。

4 安心・安全な暮らしづくり

(5) 建築物の耐震化の促進

国への提案事項

1 民間建築物等の耐震化

多数の者の避難や救援・救護活動に関係する避難路沿道建築物などについて、財政措置(特別交付税の措置率の嵩上げ等)の拡充を図ること。

2 保育所、社会福祉施設等の耐震化

公立保育所や特別養護老人ホーム等について、耐震化を促進できるよう財政措置の充実を図ること。

3 住宅の耐震化

住宅の耐震化を促進させるため補助対象のメニュー拡充を図ること。

4 国民への啓発強化

耐震化に対する国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

【提案先省庁:総務省,財務省,厚生労働省,国土交通省】

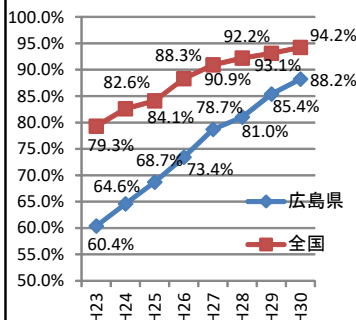
4 安心・安全な暮らしづくり

(5) 建築物の耐震化の促進

令和3年度に策定した「広島県耐震改修促進計画(第3期計画)」に基づき、災害対策拠点(県庁舎等)等の多数の者が利用する建築物に加え、住宅についても重点的取組に据え、耐震化を促進することとしている。

広島県の耐震化状況

○ 県内の建築物の耐震化は遅れているが、公共施設等の耐震化を加速化



〔防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況〕
(総務省消防庁の公表データ(消防白書)より)

広島県耐震改修促進計画(第3期計画)に基づく目標と施策

施策の対象	耐震化率等の現状→目標	主要な施策(下線付は新規又は強化する施策)
多数の者が利用する建築物 (該当棟数:約2,000)	耐震化率 91.3%(R2)→96%(R7) [R12に100%を目指す]	① 市町の補助制度の継続,創設の促進 ② 計画的な耐震化に向けた指導 ③ 所有者への意識啓発
耐震診断義務付け対象建築物 大規模建築物 (該当棟数:44) ※1 【重点】	耐震改修実施率 78.9%(R2) 耐震性不足の建築物を → 概ね解消(R7)	④ 公表した耐震化状況の更新 ⑤ 対象建築物の耐震化に向けた指導等 ⑥ 民間建築物の耐震改修への支援 ⑦ 公共建築物の計画的な耐震化
防災業務等の 中心となる建築物 (該当棟数:52) ※2 【重点】	耐震改修実施率 92.7%(R2) 耐震性不足の建築物を → 概ね解消(R7)	⑧ 公表した耐震化状況の更新 ⑨ 公共建築物の計画的な耐震化
広域緊急輸送道路 沿道建築物 (該当棟数:約220) 【重点】	耐震改修実施率 9.1%(R2) 耐震性不足の建築物を → 概ね解消(R7)	⑩ 公表した耐震化状況の更新 ⑪ 対象建築物の耐震化に向けた指導等 ⑫ 民間建築物の耐震改修への支援 ⑬ 公共建築物の計画的な耐震化
住宅【重点】 (補助想定戸数:約1,500)	耐震化率 84.5%(R2)→92%(R7) [R17に100%を目指す]	① 市町の補助制度の改善への支援,創設の促進 ② 所有者への意識啓発

※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち一定規模以上のもの

※2 耐震改修促進法第5条第3項第一号の規定により、広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

4 安心・安全な暮らしづくり

(5) 建築物の耐震化の促進

課題

- 令和4年度以降も、災害対策拠点（県庁舎等）について、着実に耐震化を推進していく必要がある。
- 義務付けた耐震診断の実施は概ね完了し、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体等の負担が大きい。
 - ・ 多数の者の避難や救援・救護活動に係る避難路沿道建築物
 - ・ 地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物
 - ・ 保育所や特別養護老人ホームなどの社会福祉施設 等
- 住宅の耐震化促進のためには耐震改修に加え建替えや除却のメニュー化が求められており、また災害リスクの低い地域への居住誘導など持続可能なまちづくりの観点からも、総合支援メニューの対象に非現地建替えや除却のみを追加する必要がある。
- 耐震化に係る所有者の意識向上も必要である。

参考 補助制度

4 安心・安全な暮らしづくり

(5) 建築物の耐震化の促進

建築物の区分		耐震化の状況		補助制度 ※3	課題等	R3予算編成の 状況
		対象 棟数	耐震改修 未実施			
多数の者が 利用する 建築物	大規模模 ※1	261	44	国(補助金) 1/3 地方 11.5%~	○地方の財政負担が大きい。 ⇒ <u>財政措置の拡充</u> <u>(特別交付税の措置率 1/2の嵩上げ)</u> ○耐震化への意識不足 ⇒ <u>地方に加え国においても 啓発強化</u>	防災・安全交付金 R3:8,540億 ※5 (対前年度比109%)
	広域緊急輸 送道路沿道 建築物	265	約218 ※7	国(補助金) 2/5 地方 1/3~		
	防災拠点 建築物 ※2	848	62	国(補助金) 2/5 地方 1/3~		
住	宅	約122万	約19万	補助限度額100万円 国 1/2 地方 1/2 ※6	<u>補助制度の拡充が必要</u>	
保 育 所	公 立	220	139	なし	<u>財政措置の充実が必要</u>	—
	私 立	109	79	国1/2 地方1/4	(保育所等整備交付金)	R3:496億 ※5 (対前年度比63%)
社会福祉施設等 (保育所を含む)		1173	844	国1/2 地方1/4 ※4	<u>財政措置の充実が必要</u>	R3:897億 ※5 (対前年度比90%)

※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち、一定規模以上のもの

※2 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

※3 補助制度は、原則の補助率であり、I S値(耐震指標)により嵩上げされるものもあり。

※4 障害者福祉施設に係る補助率の例(施設毎に補助制度が異なるため、一例を記載)

※5 施設の耐震化以外の事業を含む。

※6 総合支援メニューの補助制度(従来の補助制度は、補助率23%かつ83.8万円が補助限度額)

※7 耐震診断を実施中のもの等があるため概数

4 安心・安全な暮らしづくり

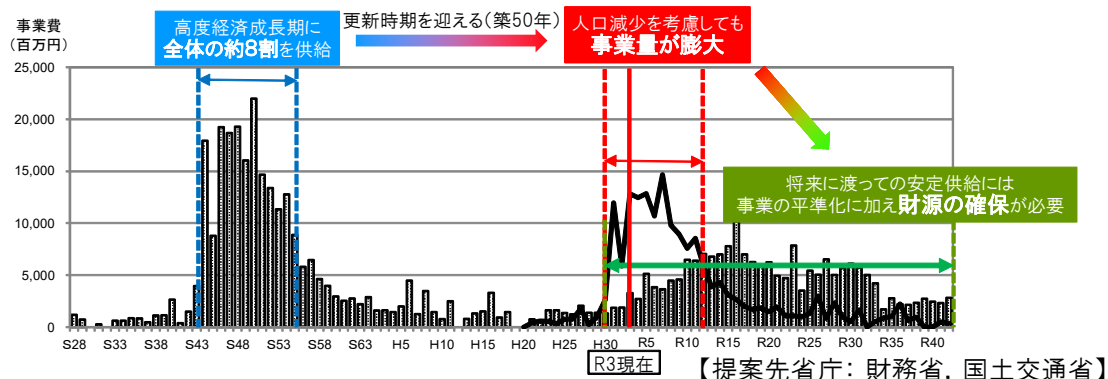
(6) 安定した公営住宅の供給

国への提案事項

更新時期を迎えた公営住宅の長寿命化や建替えへの支援

住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅は、将来に渡って安定的に供給していく必要がある。高度経済成長期に建設した公営住宅が、集中して更新時期を迎えるため、長寿化工事により事業の平準化を行いながら、計画的かつ着実に建替事業の推進を図る必要があるため、次のとおり要望する。

- 公営住宅整備事業等に係る社会資本整備総合交付金を確保すること。
- 同じ公営住宅でも大都市より地方都市の方が家賃収入が少ないことを踏まえ、地域に応じた交付金の国費率を設定すること。（現状は全国一律45%）



4 安心・安全な暮らしづくり

(6) 安定した公営住宅の供給

広島県では、「誰もが暮らしやすい住環境の実現」を基本理念とした「県営住宅再編5箇年計画(第3次)」(計画期間：令和3～7年度)を策定し、県営住宅の長期的な安定供給を図るための取組を進めている。

現状／広島県の取組

(現状)

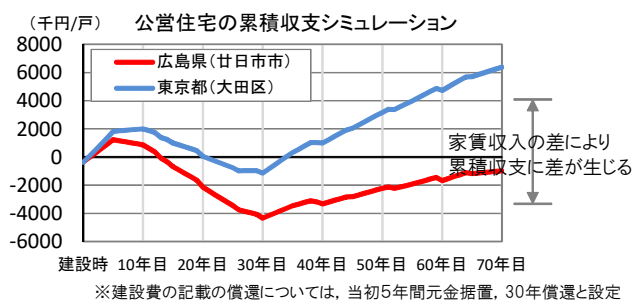
- 約1万6千戸の県営住宅を管理しているが、昭和40～50年代に建設された住宅が約80パーセントを占め、建築後50年を経過し始めていることから、今後一時期に集中して更新時期を迎える。

(広島県の取組)

- 人口・世帯数の減少も踏まえ、公営住宅の総量を中長期的に統廃合により削減しつつ、地域ごとの需要の多寡も考慮し、需要の多い地域では最大限整備する一方で、需要の少ない地域では近隣団地への統廃合を積極的に進めるなど、効率的な供給に最大限取組むこととしている。
- さらには、県営住宅の長期的な安定供給を図るため、長寿命化等により建替時期を分散化させ、極力事業量の平準化を図ることとし、長期の収支シミュレーションを行って、将来見込を立てたうえで建替計画を策定・実施している

課題

- 極力事業量を平準化した場合でも、ピーク時の事業費は令和3年度予算の2～3倍となる見込であり、事業の着実な実施には、公営住宅整備事業等に係る交付金の確保が課題である。
- また、大都市と地方都市で公営住宅の整備や維持保全に係る事業費に差がない一方で、公営住宅法で定められた家賃額には差が生じるため、特に地方においては、更新時期が集中する中で事業全体の収支均衡を図るうえで課題がある。



4 安心・安全な暮らしづくり

(7) 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

国への提案事項

1 都市計画制度による土地利用規制が円滑に進む環境整備

- 災害ハザードエリアに対し、逆線引きや地区計画等を活用した土地利用規制を積極的に促すよう都市計画運用指針に位置付け、これらの取組を推進すること。
- 都市計画制度による土地利用規制について、他の防災対策と併せた紹介を行うなど、住民の認知度向上や機運醸成に取り組むこと。

2 逆線引きの推進に係る支援

- 逆線引きの箇所が多数予定されるため、都市計画法上の大臣同意に向けた協議において、多数の箇所を一括で扱うなどの資料の簡素化や手続きの円滑化を行うこと。
- 逆線引きに伴い生じる固定資産税・都市計画税の評価・課税上の課題に対する助言などの支援を行うこと。



【平成30年7月豪雨の被災例】

3 財政措置の拡充

- 逆線引きの都市計画の手続きに必要な費用を、国の支援メニューの対象とすること。
 - ・ 地権者等の調査、都市計画の図書や説明会用資料の作成、広報の実施 など

【提案先省庁：総務省、農林水産省、国土交通省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(7) 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

現 状

[現状]

- 全国最多の土砂災害特別警戒区域 約4.5万か所
- 上記のうち、市街化区域内に約5.7千か所、約12万人が居住(推計)

⇒都市のコンパクト化を進めながら、災害に強い都市構造に向けた逆線引き※の取組の推進が必要

※都市計画上の市街化区域を市街化調整区域に変更すること

[目標]

- ・ 防災上危険が懸念される地域の居住人口
12万人(R2) ⇒ 10万人以下(R12)
- ・ 未利用地で令和6年度に1度目の逆線引き
- ・ 今後20年で逆線引きを完了
- ・ 50年後に特別警戒区域内の居住者をゼロにする

[国の取組]

- 都市再生特別措置法等の一部改正
 - ・ 市街化調整区域内の土砂災害特別警戒区域における自己用住宅の開発が原則禁止
 - ・ 居住誘導区域内の防災対策を記載する防災指針が位置付けられた
- 流域治水関連法案等により、災害ハザードエリアにおける、地区計画の記載の充実や許可制度の創設など、土地利用規制に係る法整備が進められている

課 題

[環境整備に係る課題]

- 都市計画運用指針では、逆線引きを検討することが望ましいとの記載にとどまっており、一部の自治体で取り組まれているものの、全国的な取組となっていない。
- 逆線引きの必要性を全国的に住民が認知することにより、私権制限を受ける土地所有者が受忍しやすい環境整備が必要である。

[実務上の課題]

- 土地所有者の全員同意を前提とした県内の逆線引きの前例では、相続未登記で所有者不明や同意が得られないなど、手続きが難航している。
- 逆線引きの対象箇所が多いため、都市計画法上の手続きのための資料作成に膨大なリソースが必要となるとともに、手続きを円滑に進める必要がある。
- 固定資産税等の評価・課税において、土地一筆に逆線引きにより市街化区域と調整区域が混在する場合の、地積算定や減価補正などの整理が必要となる。

4 安心・安全な暮らしづくり

(8) 外国人材の受入・共生

国への提案事項

1 特定技能制度の普及と円滑な運用、外国人材の活躍を促進する環境の整備

- 制度の普及と運用について、国の責任において実効性のある対策を実施すること。
 - ・県内企業等において人材需要の高い、特に、警備業、倉庫業について、地域の実情を踏まえた柔軟な受入分野の追加及び追加に必要な法整備等の実施
 - ・特定技能制度の普及に向けた、要件や手続きの簡素化・明確化、十分な情報発信と相談窓口機能の強化
 - ・地域の持続的発展にも配慮した、大都市その他の特定地域への集中の防止策
- 中小企業・小規模事業者を含むすべての企業において、外国人材が能力を発揮できる環境を整備できるよう、必要な支援措置を国において講じるとともに、地方公共団体が行う取組に対しても必要な財政措置(初期費用、運用、維持経費含む)を講じること。

〔例〕外国人材の出身国の文化・風習等の理解促進セミナーや、企業現場で有効な平易な日本語による意思疎通手法の習得研修、外国人材の円滑な受入のためのガイドブックの作成など
・企業における多言語対応を可能とするための翻訳ツールや遠隔通訳サービスなど、ハード・ソフト面の支援の仕組みの整備と運営 等

国への提案事項

- 国と地方が連携して課題に対応できるよう、外国人材の受入実態や課題など、国やその関係団体が保有する情報を、地方公共団体と共有すること。
 - ・「労働施策総合推進法」に基づき事業主に義務付けられている、厚生労働大臣への「外国人雇用状況」の届出の情報について、地方公共団体との共有が可能となる措置を図り、地方公共団体が必要とする情報を提供すること。
 - －雇用事業所の産業分類(中分類別や在留資格の業種別等)、事業所規模、国籍別雇用人数と市区町村別の所在地
 - ・制度の運用の過程で明らかになった課題の速やかな共有 等

2 多文化共生社会を支える仕組みづくり

- 日本語教育や生活支援など、外国人が安心して暮らすための取組を、地方自治体が計画的かつ総合的に実施できるよう、地域の実情に十分に配慮の上、必要な財政措置(初期費用、運用、維持経費含む)の確保・充実を図ること。
 - ・多言語総合相談ワンストップセンターの拡充(限度額の引上げ等)
 - ・地域日本語教育の総合的体制づくり支援の拡充(都道府県に対する地方財政措置の充実)
- 多文化共生社会の実現のため、国の責任において一定のサービスを提供できる仕組みづくりを進めること。
 - ・学校での日本語教育など日本語学習機会の提供
 - ・医療通訳等の活用による医療・保健・福祉サービスの提供
 - ・災害時の多言語情報の提供

3 新型コロナウイルス感染症の影響への対応について

- 出入国制限が長期化する中、必要な次の措置を国の責任において講じること。
 - ・出入国手続等の情報提供の徹底
 - ・入国前の検査や入国後の待機措置等に係る外国人本人や受入企業の費用負担増加に対する軽減措置
 - ・在留資格の特例措置の円滑な活用に向けた適時・的確な情報提供と継続的な見直し
 - ・制限緩和後の円滑な出入国のため、出入国再開時期や手続等の早期の的確な情報提供
 - ・帰国困難な元技能実習生や、留学生等で、帰国を希望する者の早期帰国の実現や、やむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置

【提案先省庁：総務省、法務省、出入国在留管理庁、文化庁】

4 安心・安全な暮らしづくり

(8) 外国人材の受入・共生

現状／広島県の取組

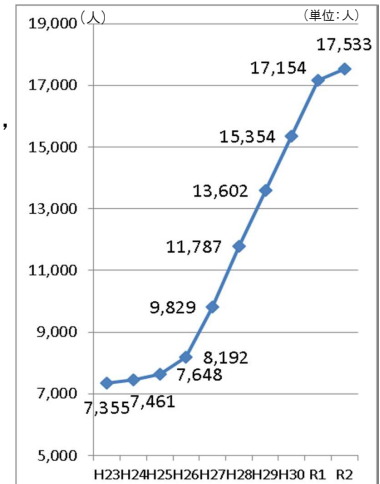
- 県内では、中小企業を中心に、外国人労働者は増加の一途をたどっている。
 - ・外国人労働者は「技能実習」が最も多く、その数はH27年以降急激に増加し、H26年の約2倍(17,533人、全国5位(R2.10末、広島労働局調べ))に達する。
 - ・外国人雇用事業所の6割は、規模30人未満の事業所(5,438中3,371事業所)、100人未満を含めると8割(5,438中4,403事業所)に達する(R2.10末、同)。
 - ・「特定技能」の在留外国人数は、全国的に伸び悩んでおり、県内は製造業を中心に572人となっている(R2.12末、全国12位、出入国在留管理庁調べ)。

広島県内の「特定技能」在留外国人数(R2年12月末時点)

単位:人

	総数	介護	ビルクリーニング	素形材料産業	産業界	機械製造業	電気・電子情報関連産業	建設	造船・船舶工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	食品製造業	飲料・食品製造業	外食業
全 国	15,663	939	184	1,235	1,248	725	1,319	413	151	13	67	2,387	220	5,764	998		
広 島 県	572	8	18	53	59	36	29	106	3	-	-	39	57	156	8		

広島県内の技能実習生数(各年10月末時点)



- 外国人に対する情報提供、相談を多言語で行うワンストップ型相談窓口の整備・運営
 - (交付金の名称)外国人受入環境整備交付金(所管:法務省)
 - (交付対象)全地方公共団体
 - (補助率、限度額)整備…10分の10、外国人住民数に応じ200～1,000万円
 - 運営…2分の1、外国人住民数に応じ200～1,000万円(地方負担については、地方交付税措置あり)
- 地域における日本語教育推進のための体制づくり(人材の確保や日本語教室の運営等)
 - (補助金の名称)地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業(所管:文化庁)
 - (交付対象)都道府県、政令指定都市など
 - (補助率、補助額)2分の1、上限なし(地方負担について、市町村:地方交付税措置あり、都道府県:地方交付税措置なし)

4 安心・安全な暮らしづくり

(8) 外国人材の受入・共生

- 外国人材生活意識調査(令和3年2月) 生活上の課題
 - ①地域の人とコミュニケーションが取れない
 - ②病院でことばが通じない
 - ③日本の文化や習慣が理解できない、災害時にどうしたらいいのかわからない など
- 技能実習監理団体を対象に行った新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査(令和2年12月)
 - ・入国制限による影響
 - 計画どおりに実習が進まない企業の対応として、元実習生の在留資格変更による補充が最多
 - ・帰国困難者の状況
 - 在留資格「特定活動(6か月・就労可)」へ変更し、実習と同一作業・同一企業での就労継続が最多
 - ・監理団体の声
 - 航空便が少ない、航空運賃が高額であるなどの事情により元実習生の帰国の見込が立たない。
 - 在留期間の長期化により元実習生の就労意欲が低下している。
 - 入国後の待機場所の確保等に係る費用負担が増加している。

課 題

- 「特定技能」制度の円滑な運用
 - ・業界団体からの要望があり、また本県においても人材需要が高い運輸業や倉庫業については、現在の就労可能な14分野に含まれていないため、対応ができていない。
 - ・企業等が知りたい情報(分野別試験の実施・合格者状況、登録支援機関の登録状況、在留資格の認定手続等)が関係省庁に跨って散在しておりわかりにくい。地方出入国在留管理官署の窓口において、個別企業等の相談・手続に時間を要している。また、企業等において、制度が複雑であるため、理解や手続きのための負担感が大きく、制度の利用が進んでいない。
- 生活者としての外国人が暮らすための環境整備
 - 外国人が安全に安心して地域社会で暮らすための生活支援として、行政・生活情報や災害時の防災情報の多言語化、母語で相談を受けられる窓口の整備、安心して医療・保健・福祉等のサービスを受ける環境整備等を進める必要がある。
 - また、外国人に対して、地域で生活するために必要な日本語学習等の機会提供も必要である。
- 新型コロナウイルス感染症の影響への対応
 - 入国前の検査や入国後の待機措置等に係る費用負担増加に対する軽減措置や、帰国困難な元技能実習生や、留学生等、帰国を希望する者の早期帰国の実現や、やむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置が必要である。

4 安心・安全な暮らしづくり

(9) 海洋プラスチックごみ対策

国への提案事項

海洋プラスチックごみ対策に関する支援

- 本県では、2050年までに瀬戸内海に流出するプラスチックごみゼロを目指し、海ごみ対策に取り組むこととしているが、マイクロプラスチックを含め、プラスチックごみの環境中での挙動等、実態が十分に解明されていないことから、効果的な対策を進めるため国において実態解明を進めるとともに、得られた知見を収集し、各自治体等へ情報を共有すること。
- また本県においては、プラスチックの素材、製品製造メーカーや販売、流通事業者等幅広い企業や団体等が一体となって海ごみ対策に取り組む「広島県海ごみ対策プラットフォーム(仮称)」を設立し、代替素材商品の開発支援や企業マッチング等様々な取組を行うこととしており、こうした地方自治体が行う取組に対する財政的支援を拡充すること。

【提案先省庁：経済産業省、国土交通省、環境省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(9) 海洋プラスチックごみ対策

現状／広島県の取組

- 2050年までに新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを目指す大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが採択されるなど、プラスチックの海洋汚染は国際的な問題となっている。
- 広島県においても、新たに瀬戸内海に流出するプラスチックごみの量を2050年までにゼロとすることを目指し、R3年度中にプラスチックを取り扱う各業界の事業者等が参画する「広島県海ごみ対策プラットフォーム(仮称)」を設立する予定。
- プラットフォームでは、海洋生分解性プラスチックといった代替素材商品の開発支援や各企業とのマッチングを行うとともに、ペットボトルの自動回収機の設置、県民への海岸等清掃活動への参加促進のための手法等、様々な取組を検討している。
- 環境省において海洋中のマイクロプラスチック浮遊密度について調査を実施しており、瀬戸内海でもマイクロプラスチックが確認されているが、河川や下水道といった環境中の挙動については、データが少なく、詳細が不明である。

課題

- 海洋プラスチックごみゼロを目指す仕組みを構築するためには、海洋生分解性プラや紙等の代替物の普及・促進といったプラスチックの使用量削減、プラスチックの流出防止、プラスチックごみの清掃・回収、情報の収集・発信・共有といった対策が必要だが、効果的な仕組みが構築されていない。
- マイクロプラスチックの調査方法が確立されておらず、実態把握が十分に行われていないため、下水中や環境中での挙動についてのデータが乏しく、流出防止対策の検討ができていない。

4 安心・安全な暮らしづくり

(10) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

米軍機の低空飛行や騒音被害などにより、県民の平穏な日常生活に影響が生じている現状は容認できないので、訓練空域や飛行ルート下での対策強化を含め、次の措置を講じるよう強く要請する。

1 米軍機による低空飛行訓練の中止

- 県民が生活する地域で低空飛行訓練が行われないよう具体的に措置すること
また、地域行事への配慮等、県民生活への影響を回避する実効ある取組を講じること
- 国の責任において、関係自治体及び住民へ、事前に飛行ルートなどの情報を提供すること

2 騒音被害の実態把握、及び必要な対策の実施

- 騒音実態把握のための測定器やカメラを増設するとともに、測定結果を早期に提供すること
- 学校等の防音対策など、騒音被害解消に向けた必要な措置を講じること
- また、訓練空域等を有する自治体が騒音被害対策などを行うための新たな財政措置を講じること
〔新たな財政措置の方法例〕～ 防衛施設周辺生活環境整備法の見直し(拡充・緩和)
 - ・米軍機の訓練空域等を防衛施設とみなした、空域下の自治体への交付金の創設
 - ・米軍機の訓練空域等を有する県に対する交付金の創設
 - ・学校等の防音対策基準の見直し
- 空母艦載機離着陸訓練(FCLP)を岩国基地で実施しないこと
また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと
- 空母着艦資格取得訓練(CQ)については、訓練期間中に岩国基地に帰投しない方法で実施すること
- 岩国基地滑走路の運用時間(6:30～23:00)を厳守すること

4 安全・安心な暮らしづくり

(10) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

3 航空機の安全対策の徹底

- 米軍航空機の安全に係る抜本的な対策を早急に検討し実施すること。
- 米軍機事故が発生した際は、事故原因の早期究明・実効性ある再発防止策を米側に求めるとともに、国の責任において十分な説明を行うこと。
- 米軍人等の教育訓練の徹底と綱紀肅正を米側に申し入れること。 【提案先省庁：外務省、防衛省】

現状・課題

- 岩国基地への空母艦載機(約60機)の移駐(H30. 3完了)により、騒音被害が拡大
基地周辺だけではなく、訓練空域等においても、大幅に増大

・航空機騒音(70dB以上(掃除機、騒々しい街頭))の発生状況

		平成29年度	令和2年度	増加回数(倍率)
県内設置(6地点合計)		3,872回	6,624回	2,752回 (1.7倍)
(主な地点)				
岩国飛行場周辺	大竹市阿多田島	2,322回	3,932回	1,610回(1.7倍)
訓練空域下	北広島町西八幡原	697回	991回	294回(1.4倍)

・さらに、訓練空域では、100dB以上(電車が通っているガード下)の騒音発生日数は倍増

【北広島町西八幡原】

(H29) (R2)

6日 ⇒ 12日(2.0倍)

- しかしながら、国の騒音被害対策は、飛行場近辺の騒音にしか対応していない。

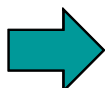
→ 現在の交付金の要件では、基地から離れた訓練空域を有する自治体は対象外

【再編交付金】

【対象市町村】 施設所在地と、隣々接市町村まで
【対象都道府県】 施設所在地

【特定防衛施設周辺整備調整交付金】

【対象市町村】 特定防衛施設(飛行場)を有する市町村



訓練空域、飛行ルート下の自治体でも被害対策が実施できるよう改正が必要

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や法定率の引上げによる臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて、次の点に的確に対応すること。

1 地方交付税の法定率の引上げ

地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が、必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により必要な総額を確保することとされている(地方交付税法第6条の3第2項)。

地方財政は、毎年度多額の財源不足が生じていることから、同法の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げを行い、全額を地方交付税で措置し、臨時財政対策債による補填措置を早期に解消すること。

2 一般財源総額の確保・充実

新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念される中で、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、デジタルトランスフォーメーションの推進、地域経済の活性化・雇用対策、防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映し、令和4年度以降においても安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること。

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

臨時財政対策債や景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債など、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした地方債の元利償還金については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠で確実に確保すること。

3 公共施設等の適正管理の推進

「公共施設等適正管理推進事業費」については、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る具体的な取組が一層本格化することなど個別の地方団体の実状も踏まえ、より弾力的で柔軟な運用や延長等を検討するとともに、引き続き十分な財源を確保すること。

■ 地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

○ 地方創生推進交付金のより効果的な取組への重点配分等

地方創生を実現するためには、地方がそれぞれの実情や特長を踏まえた取組を行う必要があることから、より自主性を重視した自由度の高い仕組みにすること。

また、「地方創生推進交付金」の配分に当たっては、地域経済への波及効果の高い取組を行う道府県に重点配分をすること。

【提案先省庁：内閣府、総務省、財務省】

現状及び課題

- 令和3年度地方財政計画においては、前年度を実質的に上回る62.0兆円が確保されたものの、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税等の大幅な減収の中、臨時財政対策債の増額により確保されたものであり、常態化している地方財政の財源不足は解消されていない。

◆一般財源総額(水準超経費除き)

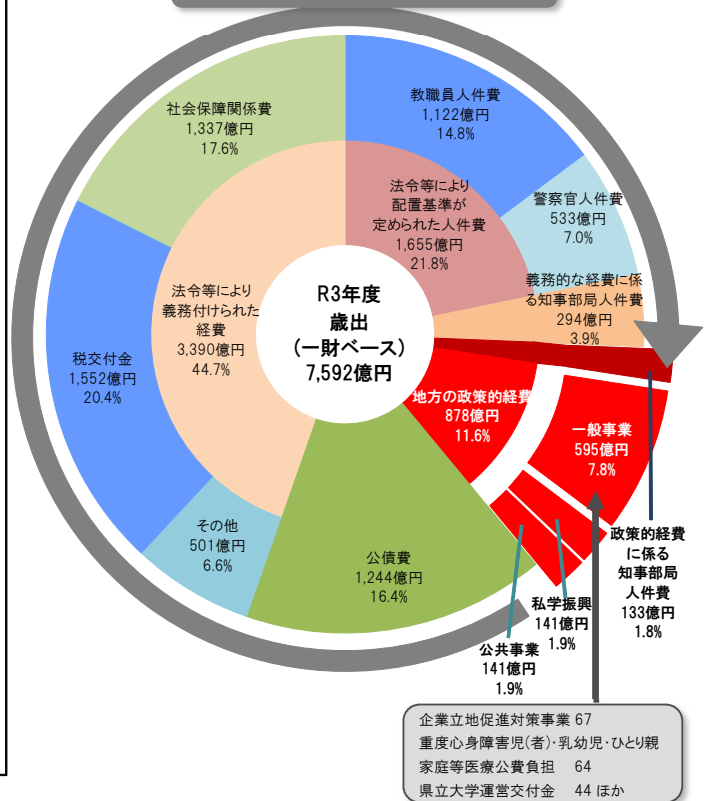
	一般財源総額	地方税等	地方交付税	臨時財政対策債
R2地方財政計画	61.8兆円	43.7兆円	16.6兆円	3.1兆円
R3地方財政計画	62.0兆円	40.3兆円	17.4兆円	5.5兆円
前年度比	+0.2兆円	▲3.5兆円	+0.9兆円	+2.3兆円

- また、広島県の歳出総額 1兆938億円(R3年度当初予算)に対し、国庫支出金や県債を充当した経費等を除く一般財源ベースでは7,592億円。
- このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、**国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割**を占めている状況。
- 国が地方に事務処理を義務付ける場合、**国は必要な財源措置を講じなければならない**(地方自治法第232条第2項)ことから、こうした現状にあつては、**地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能の確保が不可欠**。

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国の法令等の関与が存する経費
歳出総額の87%



5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

課題

- 近年、基金残高が増加していることから、各地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。
- 本県における財源調整基金の増加は、景気変動等による税収減や災害対応などに備えるため、国を大きく上回る行財政改革に取り組み財源を捻出してきたものであるが、平成30年7月豪雨災害対応やこの度の新型コロナウイルス感染症の影響などによって、まさに一瞬で激減するものである。
- また、こうしたリスクに対して柔軟かつ機動的に対応していくためには、基金を一定程度確保することが非常に重要である。
- 地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、また、地方交付税の削減につながるような議論も全く妥当ではない。

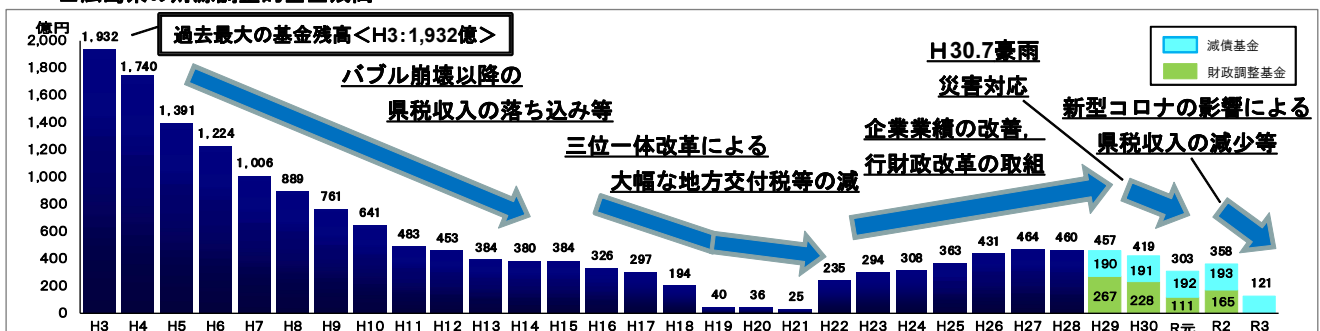
現状/これまでの経緯

▶本県の財源調整基金については、平成3年度末(1,932億円)をピークに、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落ち込み等に伴う財源不足への対応などにより急激に減少した後、平成16～18年の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減や、その後の影響などにより、平成21年度末には、ほぼ底(25億円)をついた。

▶その後、効率的な事業執行による経費節減などに取り組むとともにこの10年間で一般行政部門の職員数を2割以上削減するなど、国を大きく上回る行財政改革の取組等により、平成29年度末には、457億円まで回復したが、平成30年7月豪雨災害への対応に伴い大きく減少。

▶更に令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により県税収入が大幅に減少し、大幅な事務事業の見直しによって約25億円の一般財源を捻出した上でもなお財源が不足することから令和3年度末の残高見込は121億円まで大幅に減少し、財政調整基金の残高は県政史上初めてゼロとなるなど、非常に厳しい財政状況が続く見込となっている。

■広島県の財源調整基金残高



※ 財源調整基金とは、年度間の財源調整を目的とした積立金(財政運営のために自由に使える貯金)のことで、広島県では財政調整基金と減債基金の一部をいう。
グラフ数値は年度末残高であり、R元年度までは決算値、R2年度はR2年度2月補正予算後の見込み、R3年度は当初予算編成時の見込み。

5 地方税財源の充実強化

(2) 市町の財政基盤の強化

国への提案事項

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

- 市町における人口減少対策や、少子高齢化に対応したまちづくりをより一層進めることができるよう、まち・ひと・しごと創生事業費等により必要な地方交付税措置を引き続き講じるほか、必要な国庫補助金等や有利な地方債措置により、確実な財源措置を行うこと。
- ・ 公共施設等適正管理推進事業債については、令和3年度までとされている現行期限の延長を行うこと。
- ・ 過疎対策事業債については、ソフト分を含めて、前年度を上回る措置を行うこと。

2 合併市町への財政措置

- 合併を行った市町については、旧合併特例事業債等の確実な配分や合併後の市町の姿を踏まえた交付税算定の見直しを維持しつつ、市町建設計画に基づくまちづくりが円滑に実施されるよう、市町が必要とする財政措置を、引き続き、確実に講じること。

【提案先省庁：総務省】

5 地方税財源の充実強化 (2) 市町の財政基盤の強化

現状／施策の背景・経緯

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

平成27年の国勢調査において、県内人口は平成22年度と比べ0.6%減少となっているが、中山間地域や島しょ部では、5%以上減少している市町が11団体、うち3市町は10%以上減少しており、各市町においては、人口減少対策等、地方創生に資する取組を重点的に行っているところである。

2 合併市町への財政措置

本県は「平成の大合併」による市町村数減少率が73.3%（全国2位）であり、合併市町においては、更なる行財政の効率化に取り組むとともに、建設計画事業を推進している。

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興経費などの需要もある中で、引き続き合併後のまちづくりを推進する必要がある。



課題

- 市町においては、人口減少や少子高齢化に対応するための、まち・ひと・しごと総合戦略や中山間地域の活性化などに係る課題が山積しており、まちづくりに対する喫緊の財政需要に対する財政措置が必要である。
- 課題解決に向けて、公共施設等総合管理計画の見直しや、公共施設等の適正管理に取り組んでいる中ではあるが、平成30年7月豪雨災害などの災害対応が優先され、特に予算・人員規模が小さい市町においては、大規模事業を並行して実施しながら期限内に取組を完了することは困難であることから、中・長期的な視点での安定的な財政措置が必要となっている。

地方債計画 (億円)		
項目	令和3年度	令和2年度
公共施設等適正管理事業 (令和3年度まで)	4,320	4,320
過疎対策事業	5,000	4,700
旧合併特例債	6,200	6,200

5 地方税財源の充実強化

(3) 水道事業の広域連携の推進

国への提案事項

○ 水道広域連携に係る財政措置

水道事業の抜本的な経営改革の一つの手段である水道の広域連携を推進するため、

- ・ 経営統合をする場合の、施設整備等に対する現行の財政措置の要件緩和や嵩上げなどのインセンティブの導入
- ・ 料金格差の縮小に係る激変緩和措置などの仕組みづくり など

より一層の支援措置を講じること。

【提案先省庁：総務省，厚生労働省】

5 地方税財源の充実強化

(3) 水道事業の広域連携の推進

現状／施策の背景・経緯

水道事業は、人口減少等による給水収益の減少や老朽化による施設の更新費用の増加などにより、年々経営環境は厳しさを増している。

広島県では、県内水道事業の経営基盤を強化するため、令和2年6月に「広島県水道広域連携推進方針」(水道広域化推進プラン)を策定した。

推進方針では、県内水道事業の経営組織の統合(経営統合)に取り組み、統合への参画が困難な市町においては、共同研修など経営統合以外の連携に取り組むこととしている。

経営統合については、県と15市町で、令和3年4月に基本協定を締結し、令和4年11月の水道企業団の設立、令和5年度からの事業開始を目指し、具体的な準備に着手している。

なお、令和元年10月に施行された改正水道法では都道府県には、水道の基盤強化を図るため、水道事業の広域連携の推進役としての責務が規定されている。

令和3年度当初予算等の状況

- ◆ 強靱・安全・持続可能な水道の構築(厚生労働省)
395億円(前年度比100 %)

課 題

- 経営統合による施設の再編整備等に対しては、インセンティブとしての交付金が交付されるが、
 - ・ 地形や水源からの距離等の自然条件により、施設整備費が比較的に安価な水道事業等
(資本単価90円/㎡未満の水道事業及び70円/㎡未満の水道用水供給事業)
 - ・ 近接する水道事業等と経営統合する簡易水道事業
(道路延長10km未満に給水区域を有する隣接市町の水道事業等と経営統合する簡易水道事業)

は交付対象外となっている。

しかしながら、これらの対象外の事業であっても、経営基盤の強化を図る必要があることから、交付金の要件緩和により、経営統合に対してインセンティブを付与する必要がある。

また、施設の再編整備等に当たっては、多額の費用を要することから、経営統合後に早期に経営を安定化させ、統合効果を発揮するためには、交付金の交付率や交付税の措置率を嵩上げするなど、財政支援の拡充が必要である。

- 水道料金については、水源との位置関係や、給水区域内の地形、給水人口・密度等により、県内の市町間で最大3.3倍の格差があり、広域連携を推進するためには、料金格差の縮小にかかる激変緩和措置などへの財政措置の仕組みが必要である。

【水道事業の広域連携の推進に必要な財政支援制度】

事業内容	生活基盤施設耐震化等交付金 簡易水道等施設整備費国庫補助金	交付税措置
経営統合を要件とした施設の再編整備等	▲(資本費単価等の要件緩和、交付率の嵩上げ)	▲(措置率の嵩上げ)
料金格差の縮小に係る激変緩和措置等の取組	■(料金平準化対策費の創設)	▲(高料金対策経費の制度拡充など)

凡例：■…制度の創設が必要 ▲…制度の拡充が必要

※(参考)水道事業の広域連携に係る既存の財政措置

- ・ 広域化に関する事業に係る普通交付税措置(一般会計出資債元利償還金の60%)
- ・ 市町村合併に伴う水道施設整備の増嵩経費に対し、一般会計から出資・補助した場合、当該出資・補助額に合併特例債(元利償還金の70%)を充当 など
- ・ 簡水統合及び市町の区域を超える水道事業の統合後、旧事業の高料金対策に要する経費について、10年間交付税を延長措置

5 地方税財源の充実強化

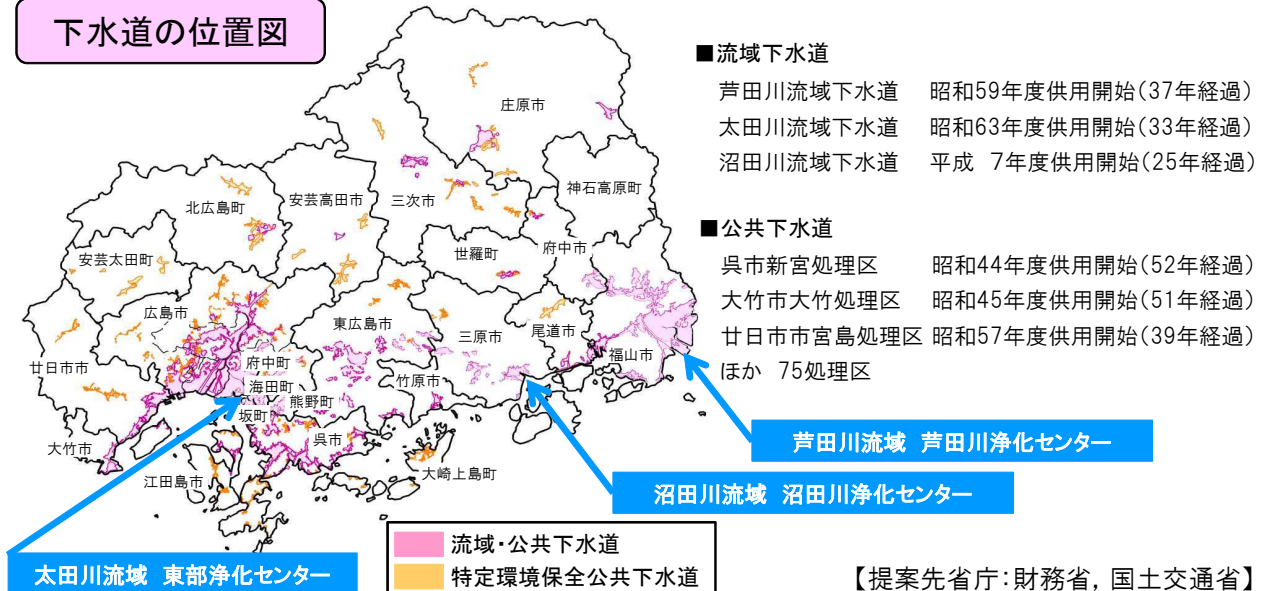
(4) 下水道施設の持続的な污水处理機能の確保

国への提案事項

下水道施設の改築に係る財政措置の継続

公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、財政措置を確実に継続すること。

下水道の位置図



5 地方税財源の充実強化

(4) 下水道施設の持続的な污水处理機能の確保

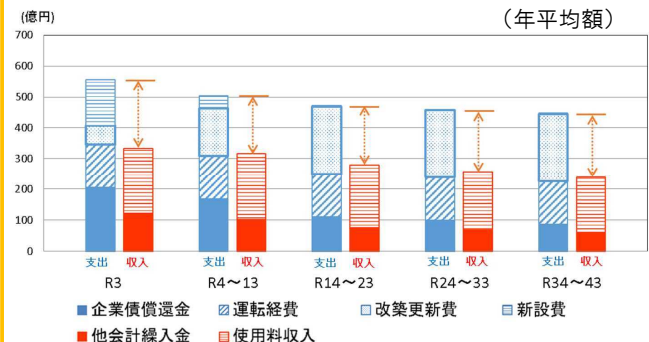
提案の背景

- 国の財政制度等審議会(H29年度)において『下水道事業に対する国の財政支援は污水处理に係る「受益者負担の原則」を踏まえ、未普及の解消及び雨水対策に重点化していくべき。』という方針が提案された。
- 令和3年度から、交付対象範囲が雨水管の新設及び改築において拡充された一方で、污水管の改築においては縮小されており、今後も段階的に縮小される見通しである。
- このため下水道施設(污水)の改築への財政措置がなくなることが懸念される。

課題

- 10年後からは、改築費が増加する一方で使用料収入は減少する見込み。
- 改築費用を、すべて受益者(地方)が賄うには負担が大きい。

≪ 公共下水道(広島市を除く)と流域下水道の支出と収入の見通し ≫
(年平均額)



注1)平成29年度決算統計をベースに「アセットマネジメント簡易支援ツール(厚生労働省)」によって広島県が独自推計したもの
注2)使用料金単価は据え置き
注3)改築更新費及び新設費には雨水対策費用を含む
注4)減価償却費及び長期前受金戻入を除く

5 地方税財源の充実強化

(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

下水道事業の現状

≪流域下水道≫

○膨大なストックを形成

- ・下水処理場は3箇所(約6,000設備)
- ・管路延長は約110km

流域名	処理場施設 設備数	管路施設 延長(km)
太田川流域下水道	3,183	28.4
芦田川流域下水道	2,490	39.6
沼田川流域下水道	744	43.2
合 計	6,417	111.2

○特に処理場機械・電気設備の老朽化が進行

- ・約半数の設備が法定耐用年数を超過

流域名	供用(処理)開始	耐用年数超過 施設数
太田川流域下水道	昭和63年10月	1,659(約5割が超過)
芦田川流域下水道	昭和59年10月	1,191(約5割が超過)
沼田川流域下水道	平成8年3月	542(約7割が超過)

≪公共下水道(広島市を除く)≫

○膨大なストックを形成

- ・下水処理場57箇所, 管路延長は約6,000km

	施設数
処理場数	57箇所
ポンプ場数※	118箇所
管路延長※	6,078km

※浸水対策施設を含む

○処理場内の設備の老朽化

- ・8割以上の処理場が供用開始から15年を超過

経過年数	処理場数
50年以上	2箇所
30～50年	6箇所
15～30年	42箇所
15年未満	7箇所
合 計	57箇所

(機械・電気設備の多くの
法定耐用年数は15～20年)

広島県の取組

- スtockマネジメント計画により計画的に維持管理・改築を実施していく。

5 地方税財源の充実強化

(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

参考(下水道施設の補助制度)

下水道法第34条

国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

区 分	施 設	国庫補助率	根拠規定
公共下水道	管渠等	1/2	下水道法施行令第24条の2 第1項第1号
	終末処理場	処理施設	
		用地等	
流域下水道	管渠等	1/2	下水道法施行令第24条の2 第1項第2号
	終末処理場	処理施設	
		用地等	
都市下水路	市街地における下水排除施設	4/10	下水道法施行令第24条の2 第1項第4号

※流域下水道に対する国庫補助率が公共下水道等に対する国庫補助率よりも高いのは、流域下水道が広域、根幹的な性格を持ち、また、水質汚濁防止上の整備効果も大きいことによるもの。(「逐条解説 下水道法(株式会社ぎょうせい)」より抜粋)

社会資本整備総合交付金交付要綱(国土交通省)

種 別	交付対象事業	国費率(交付要綱附属第三編)
社会資本整備総合 交付金事業	⑦下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業)	下水道法施行令第24条の2に規定する補助率
防災・安全 交付金事業	⑦下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。)	(上表と同じ)

5 地方税財源の充実強化

(5) 工業用水道事業の経営基盤の強化

国への提案事項

1 受水企業撤退時の他の受水企業への支援措置

- 受水企業の倒産、撤退又は大幅な減量等によって料金が大幅に上昇するなど、他の受水企業に多大な影響を及ぼすことが見込まれる場合に、激変緩和のため、影響のある受水企業に対する支援制度を新設すること。
- 現行の収支を均衡させる料金設定を緩和し、受水企業の倒産、撤退又は大幅な減量があった場合に引当可能な費用の計上を認めるなど、実情を踏まえた料金設定を可能とすること。

2 DX推進の環境づくりのための支援措置

業務の一層の効率化や県民サービスの維持・向上が求められる中で、水道事業に係るDXを推進するため、実証実験やシステム導入に係る財政支援制度を新設すること。

3 企業誘致を促進するための上水の活用

企業の立地を促進するため、工業用水の供給が困難な地域において、県が行う水道用水供給事業の上水を工業用水道事業法上の工業用水として活用できるなど、柔軟な制度を構築すること。

【提案先省庁：経済産業省、厚生労働省】

5 地方税財源の充実強化

(5) 工業用水道事業の経営基盤の強化

現状／広島県の実況

1 受水企業撤退時の他の受水企業への支援措置

- 受水企業の倒産、撤退又は大幅な減量があった場合、当該企業の水量を見込んで整備した設備等の未償却資産分及び維持管理費を将来の料金で回収しなければならず、他の受水企業の負担が増加する。
- 工業用水道事業は独立採算性を原則としているが、料金設定に自由度がないため、大口受水企業の倒産、撤退又は大幅な減量を見越した料金改定ができない。

2 DX推進の環境づくりのための支援措置

- 工業用水道事業は多くの業務で人に依存しており、今後、経験豊かな職員の退職が見込まれるため、業務の効率化・省力化が求められていることから、DXを推進する。

3 企業誘致を促進するための上水の活用

- 工業用水道事業の経営状況は厳しく、給水収益を確保するため、関係部局が連携し、企業誘致に取り組んでいる。

課題

1 受水企業撤退時の他の受水企業への支援措置

- 受水企業の倒産、撤退又は大幅な減量による他の受水企業への影響を最小限度にとどめるとともに、安定的な工業用水道事業を運営する仕組みの構築が必要である。

2 DX推進の環境づくりのための支援措置

- DXの推進に当たっては、実証実験やシステム導入に一定の財源を要することから、推進しやすい環境づくりのための財政支援が必要である。
- 厚生労働省は、水道情報活用システムの導入を推進するため、「水道事業におけるIoT活用推進モデル事業」の支援制度が新設している。

3 企業誘致を促進するための上水の活用

- 工業用水道事業法の解釈では上水を工業用水に活用できないとされており、候補地近郊に工業用水の管路がないために立地を断念する企業があることから、上水を有効に活用できる仕組みが必要である。

6 社会資本整備の推進

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保

国への提案事項

○ 公共事業予算の安定的かつ持続的な総額確保

住民の安全・安心を確保する国土強靱化、及び交流人口拡大を図る地方創生の取組を支える社会基盤整備や農林水産基盤整備を推進するため、直轄事業、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金や補助事業をはじめとする、公共事業予算の総額を安定的かつ持続的に確保すること。

特に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、当初予算での配分や地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置を含め、地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した配分や財政措置の拡充等に配慮すること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，財務省，農林水産省，国土交通省】

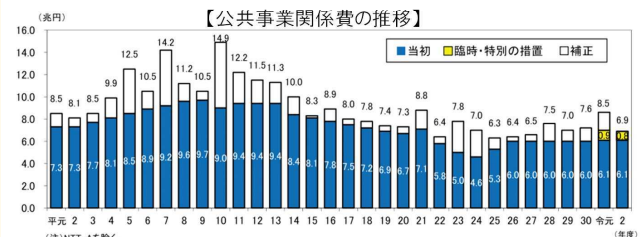
6 社会資本整備の推進

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保

課 題

本県の防災・減災対策を充実・強化し、地方創生の取組を支える社会資本整備を推進していくために必要な公共投資の財源の確保が将来にわたって不可欠であるが、全国的に大規模な災害が頻発していることなどを踏まえると、今後の直轄事業や交付金等の安定的・持続的な確保に懸念がある。

【公共事業関係費の推移】



【各施設の整備状況】

施設	項 目	現状値 (R2年度末)	目標値 (R7年度末)
河川	洪水の氾濫により床上浸水が想定される家屋数	約18,000戸	約16,700戸
海岸	高潮(津波)防護達成人口率	63.4%	65.7%
道路	緊急輸送道路の災害時通行止箇所	190箇所	160箇所
	1巡目点検で健全度Ⅲであった橋梁の修繕割合 (H26～H30の1巡目点検で健全度Ⅲと判定された橋梁数:485箇所)	30%	100%
砂防	土砂災害から保全される家屋数 (保全対象戸数(延べ数):約404,000戸(R3当初))	約116,000戸	約129,000戸
治山	山地災害危険区域の整備率	34.1%	35.0%

現状／施策の背景・経緯

- 国の公共事業関係費は、ここ数年はほぼ横ばいで推移している。
- 社会資本は、防災・減災に資するとともに、生産性向上、企業立地・雇用・観光客の増加や民間投資の誘発等のさまざまなストック効果を発揮し、地方創生を下支えするもの。
- 広島県では、社会資本マネジメントの基本方針を定めた「社会資本未来プラン」を令和3年3月に策定し、「安全・安心で県の強みを生かした、持続可能な県土づくり」に向けて、優先順位を踏まえながら、効果的・効率的な社会資本整備を推進することとしている。
- 特に、県土の強靱化に向けては、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を最大限活用し、防災・減災対策の加速を図っているが、対策が必要な箇所は未だ多く、治水・土砂災害対策や道路路面対策などの事前防災を着実に推進する必要がある。

6 社会資本整備の推進

(2) 社会資本の適切な維持管理の推進・強化

国への提案事項

1 建設分野におけるDXの推進に係る財政措置及び技術的支援

建設分野のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用し、官民が連携してインフラ(公共土木施設等)をより効果的・効率的にマネジメント(管理・運営)することで、新たなサービス・付加価値の創出や県民の安全・安心、利便性の向上、建設分野の生産性向上などを実現するため、財政措置の拡充や技術的支援を図ること。特に次の取組について、重点的に配慮すること。

- ・ 県が管理するインフラデータを一元化・オープンデータ化し、国・県・市町等の施設管理者間でデータを共有することや、民間企業等とのデータ連携・活用を可能とするシステム基盤であるDoboXの機能拡張
- ・ 防災にかかる予測技術の向上等に向けた県土全体の3次元データの取得や民間企業等のニーズを踏まえたデータ整備など、インフラデータの充実・高精度化
- ・ 道路法面の崩落予測や除雪作業の支援、センサーデータの蓄積・分析による予測保全の導入など、デジタル技術を活用した新たな技術の構築に必要なAI等の開発や現場実装に向けた実証実験の実施

6 社会資本整備の推進

(2) 社会資本の適切な維持管理の推進・強化

国への提案事項

2 社会資本の適切な維持管理に係る財政措置の拡充

県民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぎ、災害時においても機能を発現させるためには、適切な維持管理が必要であることから、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げ、公共施設等適正管理推進事業債の延長など、地方へ確実な財政措置を図ること。

【提案先省庁：総務省、財務省、国土交通省】

6 社会資本整備の推進

(2) 社会資本の適切な維持管理の推進・強化

①建設分野におけるDXの推進に係る財政措置

現状／広島県の取組

- 国では、「国土交通省インフラ分野のDX推進本部」の設置や「国土交通データプラットフォーム」の機能拡張、「インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション施策」の公表など、インフラ分野におけるDXを推進している。
- 広島県では、建設分野におけるデジタル技術を活用した40項目の具体的な取組案をとりまとめた「広島デジフラ構想」を令和3年3月に策定するとともに、DXの実装を進めていくための体制強化を図るため、令和3年4月に土木建築局内に「建設DX担当」を設置し、構想を推進している。
- 今年度は、県が管理するインフラデータの一元化・オープンデータ化に向けたシステム基盤(DoboX)の構築や国・市町・民間企業等とのデータ連携、最新のデジタル技術を活用して様々な課題解決を図るオープンな実証実験の場である「ひろしまサンドボックス」を活用した技術構築などを進めている。

広島デジフラ構想
デジタル×インフラ

DoboX
土木×DX=ドボックス

課題

- 県が管理するインフラデータは、管理施設毎に構築したシステムで管理しており、管理者間での連携やオープンデータ化が十分にできていないことに加え、国・県・市町の管理者の枠を超えた連携及び民間企業等の保有する技術やビッグデータとの連携もできていない。
- 道路や河川の施設台帳の一部は紙やPDFなどで管理されていることや、航空測量データなど、記憶媒体で保管されているデータもあり、誰もが利活用可能なオープンデータの作成やデータの精度向上・更新が必要であるものの、十分にできていない。
- デジタル技術を活用した様々な技術の構築・実装に取り組んでおり、今後も取組を拡大していくこととしているが、データ蓄積・分析を行うための計測機器の整備やAI等の開発、現場実装に向けた実証実験などを継続して実施できるよう財政措置が必要。
- デジタル技術やデータを活用した共通の取組について、国・県が相互に連携して進める必要がある。

6 社会資本整備の推進

(2) 社会資本の適切な維持管理の推進・強化

②社会資本の適切な維持管理に係る財政措置の拡充

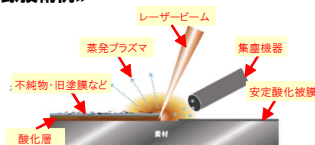
現状／広島県の取組

- 国では、「道路メンテナンス補助制度」において、地方公共団体が実施する新技術等を活用する個別事業に対する優先的な支援や、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の着実な推進の支援を実施。
- 広島県では、老朽化対策に関する今後の取組や修繕費の見通しを示した「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」や主要な施設分類毎に維持管理水準等を設定した「修繕方針」を令和2年度に策定・改訂し、計画的な維持管理を推進するとともに、修繕費を増額し、老朽化対策を強化。
- また、コスト削減を推進していく方策の1つとして「広島県長寿命化技術活用制度」を運用し、これまでに98技術を登録し、64技術を県内公共事業で活用。

＜登録技術例＞



＜橋梁床板の診断技術＞

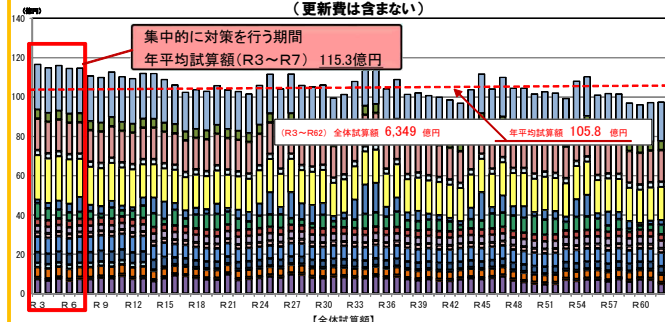


＜塗膜・錆除去技術＞

課題

- 今後、老朽化するインフラの数は加速度的に増加する見込みであり、さらに、維持管理を行う上で必要となる官民の技術者などの担い手不足も顕在化している。
- 平常時に加え災害時においても、防災施設や緊急輸送路など既存インフラの機能を十分に発揮させるためには、より効果的・効率的な維持管理が必要である。
- 今後5年間については、集中的な老朽化対策の実施を予定していることから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などを踏まえた継続的な財政措置が必要である。

＜主要な施設分類における修繕費総額を試算＞
(更新費は含まない)



6 社会資本整備の推進

(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進【創造的復興関係】

国への提案事項

1 インフラ強靱化のための財政措置

流域治水の推進などにおいてインフラの強靱化を着実に進められるよう「防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策」の地方の実情に即した配分及び地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置（緊急自然災害防止対策事業債）の拡充等に配慮すること。

2 被災地の早期復旧・再度災害防止の推進

平成30年7月豪雨災害等，近年発生した災害の被災地の早期復旧・再度災害防止を推進するため，改良復旧事業や県が行う砂防激甚災害対策特別緊急事業等の推進，直轄による特定緊急砂防事業等の推進については，特段に配慮するとともに，洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の警戒避難等に関するソフト対策にも配慮すること。

<平成30年7月豪雨災害関連事業>

災害復旧事業

災害復旧 (決定額)	[県事業] 2,550箇所630億円 [市町事業] 2,930箇所355億円(広島市を除く)
---------------	---

改良復旧事業等

河川	[県事業] 二級河川沼田川水系沼田川等 河川激甚災害対策特別緊急事業 一級河川太田川水系三篠川 災害復旧助成事業
----	--

土砂災害防止施設等

砂防 (激特事業等)	[国直轄] 広島西部山系・安芸南部山系特定緊急砂防事業 (広島市安佐北区口田南・呉市天応等9地区) [県事業] 砂防激甚災害対策特別緊急事業等 (坂町小屋浦等130箇所)
治山対策	[県事業] 呉市安浦町中畑外175箇所

6 社会資本整備の推進

(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

国への提案事項

① 河川の治水対策やため池の防災工事等の推進

河川	河川改修	[国直轄] 太田川，江の川，芦田川等 [県事業] 手城川，瀬戸川，福川，内神川，中畑川，府中大川，国兼川，入野川，特定構造物改築事業等
	地震・高潮対策	[県事業] 京橋・猿猴川
ため池	ため池改修	[県事業] 茂浦池等

② 土砂災害防止施設等の整備推進

砂防，急傾斜地崩壊対策	[国直轄] 広島西部山系・安芸南部山系直轄砂防事業 [県事業] 砂防事業，急傾斜地崩壊対策事業
治山	[国直轄] 民有林直轄治山事業 [県事業] 治山激甚災害対策特別緊急事業，復旧治山事業

③ 高潮・津波対策等による治水対策，港湾における耐震強化岸壁及び防災拠点の整備の推進

海岸	高潮対策	[国直轄] 広島港海岸(中央西，中央東) [県事業] 広島港海岸(江波，坂，廿日市南地区)，福山港海岸(江之浦地区)， 呉海岸(天応地区)，地御前漁港海岸(地御前地区)，倉橋海岸(本倉井地区)等
	耐震(減災)対策	[国直轄] 広島港海岸(中央西，中央東地区)／[県事業] 尾道糸崎港海岸(機織地区)
港湾	耐震強化岸壁	[国直轄] 広島港(宇品地区)
	防災拠点	[県事業] 尾道糸崎港(松浜地区)

④ 緊急輸送道路の整備推進，橋梁の耐震補強等の整備推進

緊急輸送道路	道路改良による機能強化	[国直轄等] 広島呉道路(4車線化)，一般国道2号東広島・安芸BP，山陽自動車道の機能強化(車線数の増加) [県事業] (国)375号 引宇根，(主)呉平谷線，(主)瀬野川福富本郷線，(臨)廿日市草津線(4車線化)等
	法面防災対策の実施	[県事業] (国)182号(神石高原町新免～油木)，(国)433号(安芸太田町加計)
	橋梁耐震補強の推進	[県事業] (国)186号 翠橋，(国)487号 早瀬大橋

【提案先省庁：内閣府，総務省，財務省，農林水産省，国土交通省】

（３）防災・減災に資する社会資本整備の推進

①－１ 河川改修等による治水対策の推進

現 状

- 県内には未改修の中小河川が多く、豪雨などによる家屋等浸水被害が繰り返されているほか、人口、資産の集積する沿岸部では、異常高潮や、地震に伴う津波による浸水被害が懸念されている。
- 排水機場のポンプやダム設備等の老朽化が進んでおり、継続的な機能確保が重要である。

課題

- 平成30年7月豪雨災害への対応として実施する大型プロジェクト事業を着実に進めるとともに、気候変動により激甚化・頻発化する豪雨に対応するため、「流域治水」を推進する中で、重点的に予算配分し、効果的な事前防災を加速化させることが必要。
- 排水機場やダム設備の長寿命化計画に基づく機器更新等に必要な額を配分し、計画的な機能維持を図ることが必要。

① 手城川 大規模特定河川事業・特定構造物改築

流域治水プロジェクト（令和3年3月30日公表）



② 野呂川・中畑川 河川改修事業(交付金)

河道拡幅・流木対策の実施

⇒流下能力を向上させ、家屋浸水被害を解消



(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

①-2 ため池の防災工事等の推進

現状/広島県の取組

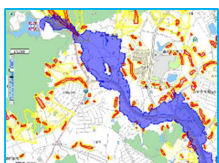
- ため池及び防災重点ため池が**全国で2番目に多い**

区分	箇所数
農業用ため池	18,837箇所
うち 防災重点ため池	7,149箇所

(令和3年3月末現在)

- 平成30年7月豪雨で、堤体の決壊等により下流への被害が発生したことから、次の対策を進めている。

- ① 住民の迅速な避難行動につなげるための対策
- ② 利用するため池の管理強化と補強対策
- ③ 利用しなくなったため池の統合・廃止対策



《浸水想定区域図》



《補強工事》



《廢止工事》

- 令和3年度から「防災重点農業用ため池に係る防災工事の推進に関する特別措置法」に基づき、**令和7年度までの5年間に330箇所の防災工事(補強・廃止)を推進する。**

- また、「広島県ため池支援センター」を設置し、管理者による適正な管理を支援している。

課題

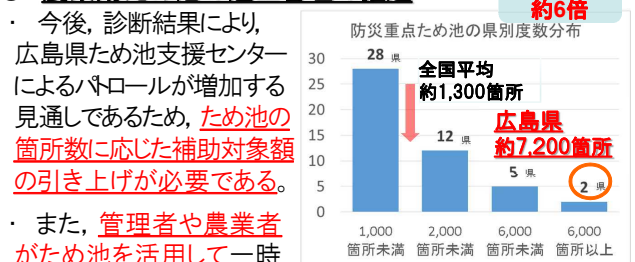
- ## ● 農業用ため池の防災工事の推進

- ・ 埋め立てにより廃止する際、跡地を公的に利用していく場合も、定額補助制度の対象とする必要がある。

- ・また、農業利用しなくなったため池に、雨水を一時貯留させる必要がある場合には、調整池へ転換する工事への財政措置の拡充を検討する必要がある。

- ## ● 農業用ため池の適正管理の推進

全国平均の
約6倍



- ・また、管理者や農業者がため池を活用して一時的に雨水を貯留する取組をしやすいように、発揮される公益的機能に鑑みた支援策を検討する必要がある。

- ため池の防災対策に必要な調査に係る支援の充実

- ・ 地方公共団体も継続的に利用や管理の実態が把握できるよう、こうした事務に要する経費への支援策について検討する必要がある。

② 土砂災害防止施設等の整備推進

現 状

- 国や市町と連携し、「砂防・治山施設整備計画」により砂防ダム等の緊急整備等が、令和2年度で概ね完成。
- 「ひろしま砂防アクションプラン2021」に基づき、防災拠点や住宅密集地、インフラ・ライフラインの整備を図り、効果的な事前防災対策を着実に推進。
- 平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨では、砂防ダムが土石流や流木を捕捉し、被害を防止・軽減する効果を確認。
- 「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」の取組を進めるなどハード・ソフトが一体となった土砂災害対策を推進。



6 社会資本整備の推進

(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

課 題

- 緊急事業に続き砂防激甚災害対策特別緊急事業の実施及び必要な予算を確保することが必要。
- 県内の土砂災害警戒区域総数が、約4万8千箇所と(全国最多)となり、新たに対策が必要となる箇所が増加。
- 土石流を捕捉後、砂防ダムの機能復旧に必要な除石が速やかに実施できるよう財政支援が必要。
- 平成30年7月豪雨災害を踏まえ、避難の実効性を高める取組の一層の推進が必要。



【二河川支川 砂防激甚災害対策特別緊急事業 (熊野町)】

③ 高潮・津波対策等による治水対策、港湾における耐震強化岸壁及び防災拠点の整備の推進

現 状

- 人口、資産の集積する沿岸部において、平成16年の台風16号・台風18号による大規模な高潮災害が発生
- 発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等に伴う対策を進める必要がある

6 社会資本整備の推進

(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

課 題

- 過去に浸水実績のある河川及び海岸の高潮災害に対する安全性の早期向上
- 背後地がゼロメートル地帯である市街地等の緊急性の高い地域において、最大クラスの地震への対応

広島県西部地域(広島港, 京橋・猿猴川)



東部地域(尾道糸崎港, 福山港, 藤井川)



平成30年7月豪雨災害 主な対応状況

区分	箇所数	R3.4月末の状況
激甚災害 対策特別 緊急事業 等	砂防	125 工事中(R5年度完成予定)
	急傾斜	5 工事中(R5年度完成予定)
	治山	176 工事中(R5年度完成予定)
改良復旧	道路	1 工事中(R4年度完成予定)
	河川	2 工事中(R5年度完成予定)
	砂防	1 工事中(R3年度完成予定)

(一)三篠川(広島市安佐北区)



(一)三篠川(広島市安佐北区)



奥条川1(東広島市河内町)



西6441地区(坂町横浜西)



二河川支川21(熊野町川角)



(主)呉環状線(呉市天応町～焼山町)



ひよき川(安芸区瀬野南町)

(二)沼田川(三原市本郷町)



(二)仏通寺川(三原市本郷町)



6 社会資本整備の推進

(4) 道路ネットワークの整備促進等

国への提案事項

主な国直轄事業要望箇所等



一般国道2号木原道路開通式(R3.3.14)



ポストコロナ時代の「新たな日常」を実現するとともに、地方創生及び国土強靱化を推進し、ストック効果を早期に発揮させるため、次に掲げる項目を計画的かつ着実に実現すること

- 1 広域ネットワークを形成する高速道路の機能強化・直轄国道バイパスの整備促進
- 2 地域活性化を促す道路整備と戦略的な維持管理・更新のための財政措置
- 3 都市基盤を強化し、安心して快適に暮らせる持続可能なまちづくりに資する街路事業の推進
- 4 道路予算総額の安定的な確保及び補助制度の拡充

開通予定年度に向けた着実な整備を要望する

- ◆一般国道2号 東広島・安芸バイパス R4完成

2020年代前半までの整備を要望する

- ◆一般国道2号 道照交差点立体交差化
- ◆尾道松江線(付加車線整備)
- ◆一般国道2号 福永道路(長和・吉坂)

早期開通に向けた着実な整備を要望する

- ◆一般国道2号 広島南道路(明神高架)
- ◆広島呉道路(4車線化)

【提案先省庁：財務省，国土交通省】

6 社会資本整備の推進

(4) 道路ネットワークの整備促進等

国への提案事項

①広島都市圏から空港への高い アクセシビリティの実現

国直轄等	○ 一般国道2号 東広島・安芸BP ○ 一般国道2号 道照交差点立体交差化 ○ 山陽自動車道の機能強化(車線数の増加) ○ (仮称)八本松スマートIC
県事業	○ 主要地方道 矢野安浦線

②広島都市圏全体での企業等の生産性向上に資する人流・物流ネットワークの構築

国直轄等	○ 一般国道2号 東広島・芸芸BP(再掲) ○ 一般国道2号 広島南道路(明神高架) ○ 広島呉道路(4車線化) ○ 広島呉道路と東広島・呉自動車道の接続区間の計画の早期具体化 ○ 広島南道路(商工センター以西)の早期事業化(仮称)八本松スマートIC(再掲) ○ 国道31号 呉駅交通ターミナル整備
------	--

③福山都市圏の生産性向上に資する道路ネットワーク構築による産業競争力強化

国直轄	○ 一般国道2号 福山道路の整備促進及び未事業化区間の早期事業化
県事業	○ 高規格道路福山西環状線
	○ 主要地方道福山沼隈線
	○ 主要地方道鞆松永線

④観光周遊を促す道路ネットワークの 形成による観光立県の実現

国直轄	○ 一般国道2号 東広島・安芸BP(再掲) ○ 一般国道2号 福山道路の整備促進及び未事業化区間の早期事業化(再掲)
県事業	○ 一般国道432号, 主要地方道 鞆松永線(再掲)等 ○ しなみみ海道サイクリングロードの環境整備に向けた財政措置

⑤安心・安全を確保し、豊かな暮らしを支える道路整備の推進

- 地域活性化を促す道路整備と戦略的な維持管理・更新のための財政措置
- 安全で快適な歩行者等の空間整備推進のための財政措置
- 集約型の都市基盤を支える道路・街路整備

⑥新しい生活様式を踏まえた自転車の活用推進、サイクルツーリズムの推進

県事業	○ 自転車通勤・通学等のための走行環境整備に向けた財政措置 ○ しなみ海道サイクリングロードの環境整備に向けた財政措置(車堀)
-----	--

6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等

① 広島都市圏から空港への高いアクセシビリティの実現

現 状

- 令和3年の広島空港の経営改革の導入を踏まえ、道路系アクセス強化の取組実施
- 空港へは道路利用が9割、広島市域からの利用が約5割

空港利用者の出発地



広島市域からの利用が約5割
出典：国土交通省 H29航空旅客動態調査

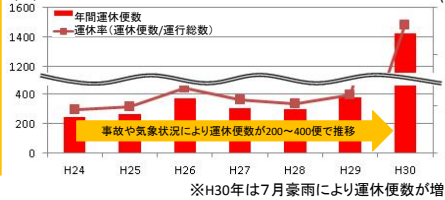
課 題

- 事故や大雨等による高速道路の交通渋滞や通行止めの影響を受ける空港アクセス
- 代替路である現道(国道2号)の慢性的な渋滞
- 平常時・災害時を問わない広島空港への高いアクセシビリティ(速達性、定時性、代替性、多重性)の確保が必要

広島空港へのアクセスルート



広島リムジンバスの年間運休状況
(広島バスセンター～広島空港)



空港アクセスルート所要時間※

ルート	路線	整備後	現状
①高速ルート	広島高速5号線+山陽道	40分	45分
②一般ルート	国道2号東広島・安芸BP+山陽道	65分	105分
③白市ルート	JR山陽線+空港連絡バス	64分	64分
迂回ルート	(主)矢野安浦線+東広島呉道	—	—

※H22センサスの平日混雑時速度により算出。一般ルートの現状の所要時間は国道2号の現道を利用した場合(H17センサスで算出)。迂回ルートは平成29年1月に中国運輸局で路線認可。山陽自動車道で事故や渋滞が発生した場合の利用が可能

6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等

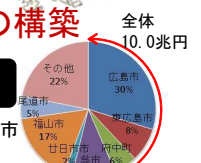
② 広島都市圏全体での企業等の生産性向上に資する人流・物流ネットワークの構築

現 状

- 国道2号(現道)、国道185号の渋滞による物流の信頼性低下
- 広島都市圏や東広島市、呉市を中心に多くの産業団地が立地
- さらに東広島市や広島港五日市地区でも新たな団地造成が進捗

R1広島県
製造品出荷額等

広島都市圏・東広島市・呉市
で全体の約6割を占める

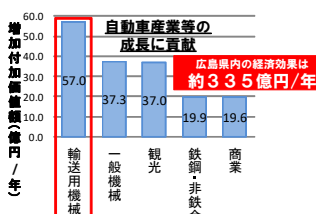


課 題

- 国道2号をはじめとする幹線道路の慢性的な渋滞を解消し、企業等の生産性向上に資する人流・物流ネットワークの構築が必要
- コロナ禍でも大型車通行量は約1～2割減に留まっており、物流は有事でも提供し続けなければならない業務

東広島廿日市道路整備による
地域経済への効果予測

付加価値額の増加が大きい産業



物流事業者の主な利用ルートと主要渋滞箇所



6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等

③福山都市圏の生産性向上に資する道路ネットワーク構築による産業競争力強化

現 状

- 福山都市圏は瀬戸内海地域の中核的な工業拠点
- 重要港湾福山港の機能強化(ふ頭再編改良事業着手)
- 福山市中心部に主要渋滞箇所が集中
- 福山市西部、及び北部の産業団地と産業集積地、福山港とのアクセスが脆弱

一般国道2号渋滞ランキング(R1) 福山市中心部の2区間が上位に

順位	渋滞損失時間※	市区町村	区間名
1	124	広島市	東雲インター入口交差点～出汐町交差点
2	98	倉敷市	大西交差点付近～中新田交差点
3	94	福山市	紅葉町交差点～小田川橋交差点
4	74	岡山市	バイパス豊成交差点～青江交差点
5	72	福山市	明神町交差点～府中分かれ交差点

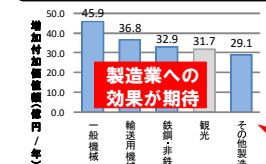
出典：渋滞フーストランキングのとりまとめ(平成31年・令和元年)(国土交通省)より作成
※渋滞損失時間：混雑により余計にかかる時間(単位：万人・時間/年)

課 題

福山市中心部の渋滞を緩和し、企業等の生産性向上に資する道路ネットワークの構築が必要

【広島県試算】

倉敷福山道路(全線供用)整備による地域経済への効果予測



広島県内の経済効果は約387億円/年



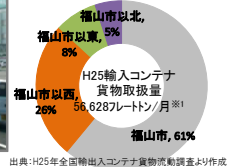
一般国道2号赤坂B P 東口交差点付近 一般国道2号神島橋西詰交差点付近

福山都市圏の渋滞対策



※1フレッコン：港湾取扱量の単位であり、容積1.113立方m又は重量1,000tを1フレッコンとし、容積、重量のどちらか大きい方をもって計算する。 ※2 国土交通省：H29港湾統計

福山港コンテナ貨物 方面別輸送状況



出典：H25年全日本輸出入コンテナ貨物取扱動向調査より作成

6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等

④観光周遊を促す道路ネットワークの形成による観光立県の実現

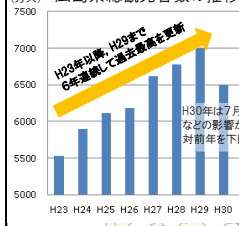
現 状

- ひろしまブランド、瀬戸内ブランドの確立により世界に誇れる観光地を目指し、取り組みを実施
- 2つの世界遺産や瀬戸内海、サイクリング等の多彩な観光資源が集積
- 井桁状高速道路ネットワークにより観光地へのアクセス性は高いものの、都市内渋滞等が観光周遊の大きな妨げに
- 令和元年11月にしまなみ海道サイクリングロードがナショナルサイクルールに指定
- 令和2年、新型コロナウイルスの影響により観光客が減少

課 題

- ICアクセス、観光地間アクセス、都市内道路の整備により、広域観光周遊を促す道路ネットワークの形成が必要
- 新型コロナ収束後の観光等の経済活動復興のための道路ネットワークの形成が必要

広島県総観光客数の推移



出典：広島県観光客数の動向

広域観光周遊ルート



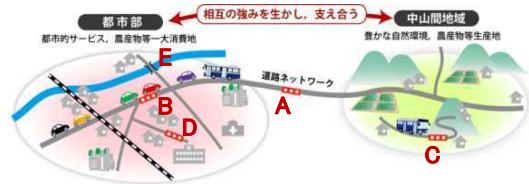
6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等



⑤安心・安全を確保し、豊かな暮らしを支える道路整備の推進

現状と課題

- A 都市的機能の享受を可能とする地域と拠点間の円滑な移動
- B 集約型の都市基盤を支える道路・街路整備
- C 買い物、通院等地域住民の日常生活を支える道路整備
- D 総合的な交通安全対策の推進
- E 道路施設の適正な維持管理



D 総合的な交通安全対策の推進

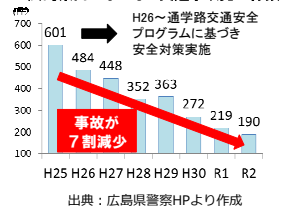
全国平均を下回る一般県道の歩道設置率

区分	全国	広島県	順位
一般国道指定区間	64.9%	52.9%	37
一般国道指定区間外	55.9%	56.7%	12
主要地方道	47.1%	44.8%	13
一般県道	33.5%	29.4%	28

歩道設置率＝歩道設置道路延長÷実延長
出典：道路統計年報2020より作成

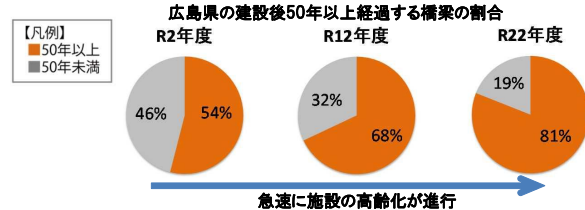


広島県内の子どもの交通事故発生件数



- 通学路安全交通プログラムに基づき交通安全対策や未就学児等の移動経路における交通安全対策の実施

E 道路施設の適正な維持管理



橋梁補修に係る指標

1 巡目点検で健全度Ⅲであった橋梁の修繕割合100% (R7年度)
(広島県道路整備計画2021)

橋梁補修等の状況(令和2年度末時点)

- 1巡目の橋梁点検(H26～H30)の結果、健全度Ⅲが448橋(全数4,140橋)
- うち修繕に着手: 313橋(健全度Ⅲの69.9%)
- うち完成: 140橋(健全度Ⅲの31.3%)

橋梁補修の事例



(国)433号 式敷大橋 橋梁概要

架設年度	昭和48年(1973年)
橋長	623.5m
幅員	10.1m
形式	3径間連続トラス橋

- 点検により、上部工の塗装劣化や橋脚のひび割れ等が確認されたため、橋梁補修工事を実施



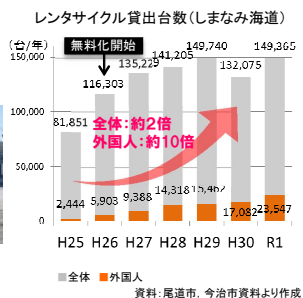
6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等



⑥新しい生活様式を踏まえた自転車の活用推進、サイクルツーリズムの推進

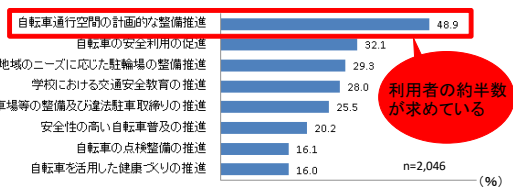
現状

- 県ではH31年3月に自転車活用推進計画を策定し、施策を推進。
県内市町においては6市町が策定(R2年3月末時点)
- また、ウィズコロナの新しい生活様式として、県民・事業者に対し自転車・徒歩等の出勤を要請
- しまなみ海道CR等では、サイクルツーリズムによる観光地域づくりを推進。国内外からのサイクリング客が着実に増加
- R元年11月にしまなみ海道CRがナショナルサイクルルートに指定



「自転車通行空間の計画的な整備推進」に対する県民ニーズが最も高くなっている

問 あなたが自転車の活用を推進する上で特に重要と思われるものを教えてください。(上位のみ抜粋)



資料 県民の自転車利用状況に関するアンケート調査(平成30年12月)

広域的サイクリングロードの形成



課題

- 通勤・通学等における自転車利用促進のための走行空間の確保
- サイクルツーリズムを推進し、世界に誇るサイクリング環境を創出するためのハード・ソフト両面での受け入れ環境の向上

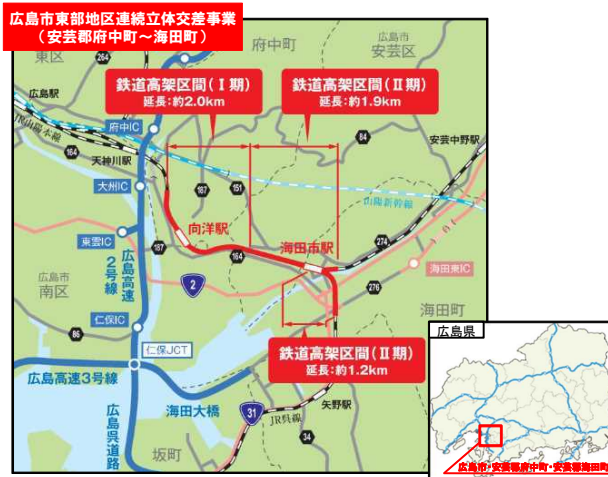
6 社会資本整備の推進

(5) 交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業の推進

国への提案事項

広島市東部地区連続立体交差事業の着実な推進に必要な財政措置

交通の円滑化，市街地の分断の解消及び踏切の安全確保を実現し，まちづくりを促進する連続立体交差事業の実施には，長期的に多額の事業費が必要であるため，着実な事業推進に必要な財政措置を行うこと。



鉄道高架と関連街路の整備イメージ(広島市安芸区付近)

【提案先省庁:財務省,国土交通省】

6 社会資本整備の推進

(5) 交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業の推進

現 状

【地域の状況】

- 広島都市圏東部地域では，鉄道による市街地分断が効率的な基盤整備を阻害
- 踏切が多数(16箇所)あり，踏切遮断による交通渋滞や踏切事故が発生

【取組の状況】

- 令和2年6月にⅠ期区間である向洋駅周辺における工事基本協定を県，広島市及びJR西日本の3者で締結し，同年10月に工事着手
- 早期の事業効果発現に向け，向洋駅仮跨線橋，仮駅舎及び仮線路など本格的な鉄道工事を推進中

【国の対応状況】

- 令和元年度より連続立体交差事業の個別補助制度を創設

課 題

広島市東部地区連続立体交差事業の実施には

- 長期的に多額の事業費が必要
- 着実に事業推進できる財政措置が必要
- 財政状況の厳しい地方負担の軽減が必要



青崎第10踏切(府中町)
(歩行者ボトルネック踏切)

新町踏切(海田町)
(開かずの踏切)



土地区画整理事業が進む向洋駅周辺

駅前広場等の整備が概成した海田市駅南側



【凡例】

- 緊急に検討が必要な踏切
- 踏切安全運行カルテ(国土交通省)に抽出された踏切
- その他の踏切

6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

国への提案事項

1. 広島港について、地域産業の持続的発展やアジア諸国等との交易拡大を支える出島地区コンテナ物流拠点の充実・強化を図るため、岸壁整備等の新規事業化。
2. 広島港・福山港・尾道糸崎港について、地域産業のグローバル化への対応など企業活動を支える物流基盤の充実・強化を図るため、着実な整備に必要な財政措置。
3. 福山港・厳島港について、観光・交流の拠点機能の強化を図るため、着実な整備に必要な財政措置。

提案箇所一覧

港名・地区名	内容
広島港 出島地区 宇品地区 五日市地区	・岸壁・泊地(水深14m)の整備 《新規事業化》 ・岸壁(水深10m⇒12m化・耐震強化)の整備【直轄】 ・臨港道路 廿日市草津線(4車線化)の第Ⅱ期整備
福山港 箕島地区 箕沖地区 本航路 等	・岸壁・航路・泊地(水深12m)の整備【直轄】 ・岸壁・航路・泊地(水深10m)の整備【直轄】 ・船舶の運航効率改善に係る規制緩和(余裕水深緩和等) ・企業及び地方の負担を軽減する新たな制度設計 ・福山本航路(水深16m⇒18m化)の整備【直轄】
鞆・原北地区	・浮棧橋の整備
尾道糸崎港 機織地区	・泊地(水深7.5m⇒10m化)等の整備【直轄】
厳島港 宮島口地区	・新ターミナル周辺の港湾施設の整備



【提案先省庁：内閣府，国土交通省】

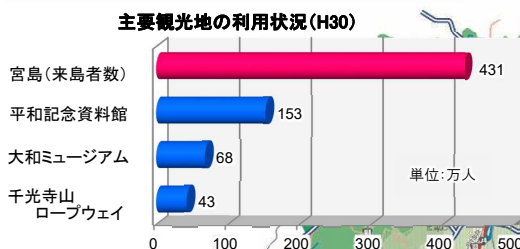
6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

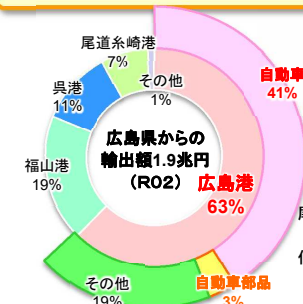
施策の背景

- 広島港・福山港・尾道糸崎港は、地域の基幹産業を支える物流・交流拠点として重要な役割を果たしている。
- 厳島港は、世界遺産「厳島神社」を有する宮島への玄関口として多くの観光客に利用されている。

厳島港は観光地「宮島」への玄関口



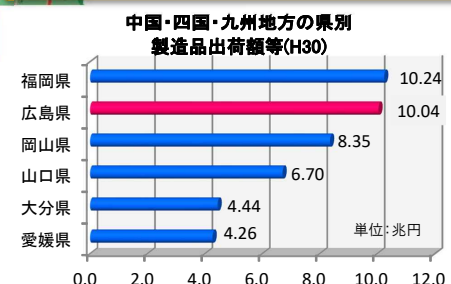
自動車関連輸出を支える広島港



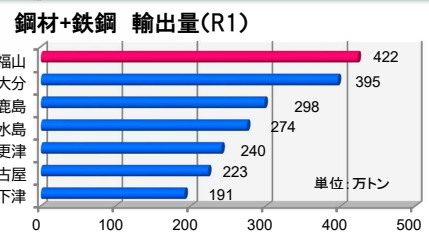
尾道糸崎港は全国有数の木材取扱拠点



広島県は中・四国以西で有数のものづくり県



背後に全国有数の鉄鋼メーカーを有する福山港



6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

1 広島港コンテナ物流拠点の充実・強化のための整備に向けた取組

出島地区

国際コンテナ物流の拠点

出島国際コンテナターミナル

第3-1工区

約13ha

第3-2工区

約25ha

現状/広島県の取組

令和元年のコンテナ取扱量は過去最高を記録しているなか、コンテナヤードや企業・倉庫用地が不足しており、利用者ニーズに対応するため物流関連用地等(約13ha)の造成を進めており、**令和4年度の完成を目指す。**

物流用地の造成と並行し外貨コンテナ物流機能の強化が必要

H30. 9 広島港長期構想策定

H31. 3 広島港港湾計画改定

【背景】社会経済情勢、港湾物流の動向等に変化を踏まえ、将来に渡って、背後企業の産業活動を支え、地域経済の発展に貢献する港づくりを推進するため、港湾計画を改訂した。

具体化に向けて

R2. 3 広島港利用高度化検討会のまとめ

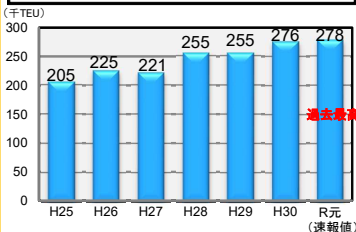
【戦略】地域産業の発展を支える港湾機能の強化

目指す目標

・東南アジア等へのリードタイムの短縮や輸送コスト低減に資するサービスの強化

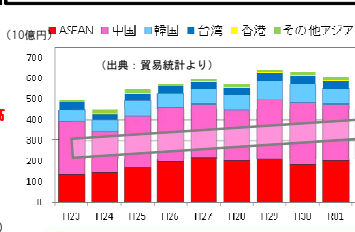
など

広島港のコンテナ取扱量の推移



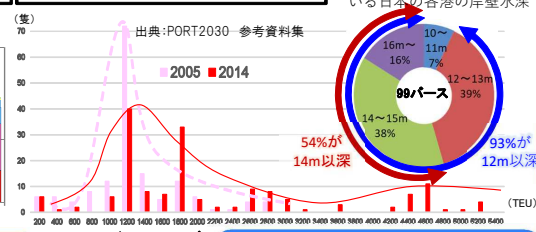
広島港におけるコンテナ取扱量は年々増加しており、**2年連続で過去最高の取扱量を更新した**

広島港のアジア取引国別貿易額の推移



広島港のコンテナ貨物の相手国における**ASEANの割合は増加傾向**となり、輸送の効率化が求められている

日本に寄港する東南アジア航路の船型変化



東南アジア航路は船舶の大型化が進行し**半数以上が14m以上の岸壁**を利用しており、**今後、更なる大型化の可能性**がある

東南アジア諸国等の貨物需要の増加やコンテナ船の大型化に対応するためには、**出島地区の岸壁・泊地整備が必要**

6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

2-1 地域の企業活動を支える広島港の物流基盤の充実・強化

- 五日市地区は物流関連企業の立地が増加しており、新たな企業用地を確保するため、令和4年度の完成を目指し造成を進めている。
- 宇品地区は自動車運搬船が大型化しているなか、岸壁の水深が浅く満載して輸送することが困難なため、喫水調整を余儀なくされている。

立地企業増加等により懸念される交通渋滞への対応が必要

(五日市地区)



物流関連企業の進出



広島はつかいち大橋の渋滞状況

自動車運搬船の大型化への対応が必要(非効率な輸送形態の解消)

(宇品地区)



自動車運搬船の喫水調整状況



五日市地区
臨港道路廿日市草津線(2車線⇒4車線化)の**第Ⅱ期整備**
～耐震強化岸壁と防災拠点を結ぶ救援物資の輸送道路～

宇品地区
岸壁(水深10m⇒水深12m化・耐震化)の整備
～自動車運搬船の大型化への対応～

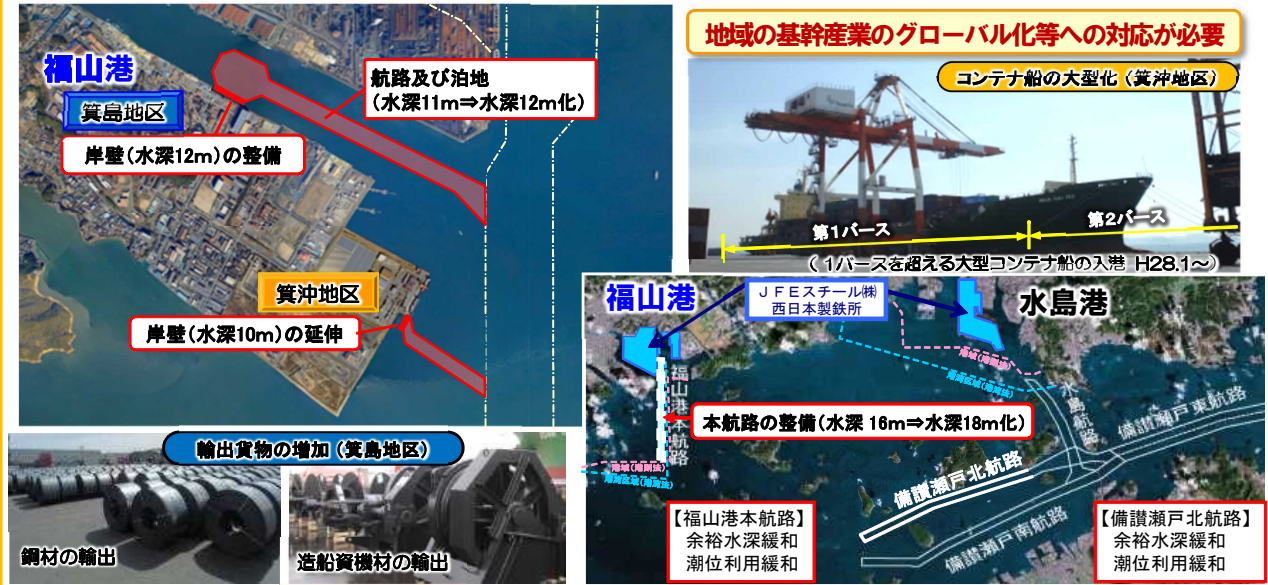
6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

2-2地域の基幹産業のグローバル化に対応する福山港の機能強化 国際バルク戦略港湾福山港における効率的な輸送の早期実現

- 箕島地区を利用する福山港背後の鉄鋼業や造船業は、海外需要の増加に対応するため、遠方地への輸出も強化しており、鋼材や造船関連資材の輸出も増加が見込まれているが、現時点においても、大型船対応の岸壁が不足しているため、喫水調整を行うなど非効率な輸送を強いられている。
- 箕沖地区は、寄港するコンテナ船の大型化により、岸壁の必要延長が不足している。
- このような状況のなか、効率的な輸送や船舶の大型化に対応するため、平成30年度に新規事業化された箕島・箕沖地区へ頭再編改良事業の(岸壁、航路・泊地)早期完成が求められている。



6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

2-3 地域の基幹産業の競争力強化に資する尾道系崎港の航路・泊地整備

- 機織地区は30,000DWT級の木材運搬船が入港しているが、泊地(整備中)の水深が不足しているため、積荷を軽減するなど非効率な輸送を余儀なくされている。



3 観光・交流の拠点となる福山港・厳島港の港湾機能の強化

- 福山港、原北地区は、山側トンネルを含むバイパス整備事業と併せて、交通・交流拠点整備を図るため、令和2年12月に港湾計画の変更を行った。「みなとオアシス潮待ちの港 鞆の浦」の拠点と一体化した新たな港湾振興、観光振興を図る。
- 宮島口地区の新ターミナルと浮桟橋は、昨年2月に供用開始した。今後は、ターミナルへ円滑に誘導するアクセス道路等の整備が求められている。



6 社会資本整備の推進

(7) 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

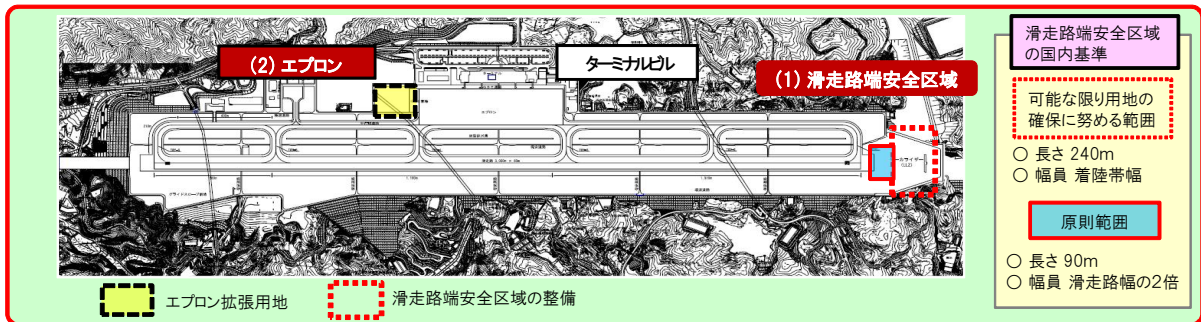
国への提案事項

1 訪日誘客支援空港制度の令和4年度以降の継続

地方空港における国際線の復便・新規就航等を推進する「訪日誘客支援空港制度」について令和4年度以降についても継続すること。

2 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

- (1) 滑走路端安全区域の確保については、国において整備に向けた準備が進められており、空港運営への影響が最小限となるよう配慮しつつ、早期に整備すること。
- (2) 新規路線の就航や増便に対応できるようにするため、エプロンが拡張されるよう、特段の配慮をすること。



【提案先省庁：国土交通省】

6 社会資本の整備

(7) 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

現状/広島県の取組

【訪日誘客支援空港制度】

- 広島空港は、H29.7に「訪日誘客支援空港」に認定され、この制度を活用し、路線の就航時に国と連携して航空会社に支援を行うことで、H29.10のシンガポール線、R元.12のバンコク線就航が実現した。

【滑走路端安全区域の確保】

- 広島空港は、①社会的な影響度が高く②着陸回数が多い空港であり、優先的に整備を進める空港と位置づけられている。
- 滑走路西側で国内基準の範囲が確保されておらず、国は滑走路全体を東側に移設させる方針である。

課題

【訪日誘客支援空港制度】

- 訪日客の受入れ再開後においては、ただちに需要の回復が見込めないため、地方空港における国際線の復便や新規就航等には、当該制度が航空会社の復便等の後押しとなるが、制度の令和4年度以降の継続が明確となっていない。

【滑走路端安全区域の確保】

- 整備に当たっては、空港運用への影響を最小限に止める必要がある。

【エプロンの拡張】

- コロナの回復状況を踏まえながら、東南アジア・東アジアからの新規就航や、LCCの増便など国内外の航空ネットワーク拡充に取り組んでおり、エプロンの拡張が必要である。

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

国への提案事項

1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

① 弔意事業を充実強化すること

- 原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実、関係資料の収集等弔意事業の充実強化

② 保健医療福祉事業を充実すること

- 訪問介護利用被爆者助成等に係る所得制限の撤廃、介護保険利用助成に係る助成対象サービスの拡大及び利用助成費や事務費の全額国庫負担化
- 原子爆弾小頭症患者の生活実態の十分な理解と実態に応じた支援
- 「原爆病院、原爆養護ホーム、被爆者保養施設」等の運営費の充実及び施設整備に対する助成措置
- これまでの判決等を踏まえ、より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用と見直し及び原爆症認定の引き続き速やかな審査の実施

③ 被爆実態に関する調査研究及び啓発活動を促進すること

- 被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響に係る調査研究の更なる促進
- 老朽化が進んでいる放射線影響研究所について、早期移転すること

④ 被爆二世の健康診断内容等のより一層の充実を図ること

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

国への提案事項

⑤ 在外被爆者の援護を推進すること

- 医療費の支給、保健医療助成について居住国・地域の実情を踏まえて引き続き検討を行い、必要な改善を行うこと
- 引き続き円滑な各種申請手続と周知を図り、高齢化が進む被爆者の実情を踏まえ、医療費及び保健医療助成制度に係る支給申請等について、在外公館等において支援を行うこと
- 在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、在外公館等において現地協会等の支援を行うなど、より積極的な役割を果たすこと

2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善

① 老人保健事業推進費等補助金(原爆分)に係る必要額を措置すること

- 被爆者医療に係る地方公共団体の負担解消に向け、財政上、適切かつ十分な措置を将来にわたって講じること

3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

① 毒ガス障害者に対する援護措置を法制化するとともに財政措置を行うこと

② 医療給付における疾病制限を緩和すること…対象疾病(慢性呼吸器疾患等7疾患群)

③ 介護保険利用料の自己負担部分について助成を行うこと

④ 毒ガス障害者に対する県単独事業(通院交通費、死亡弔慰金等の支給)を国庫事業化すること

【提案先省庁：内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省】

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

現状

課題

1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

○ 被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特異性により、今もなお長年にわたり社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けている。

○ 被爆者は高齢化が一段と進み、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加している。

○ 在外被爆者援護は、平成28年1月から法に基づく医療費等の支給が開始された。

【被爆者数及び平均年齢(令和2年3月末現在)】

区分	被爆者数	平均年齢
広島県 (広島市を除く)	16,959人	85.1歳
広島市	44,836人	82.8歳
県全体	61,795人	83.4歳

● 弔意事業をはじめ、介護保険サービスの利用助成対象の拡大など、衆議院厚生委員会における附帯決議の趣旨を踏まえ、より一層の援護施策の充実が必要である。

● 原爆被爆による人的被害等の実態を把握するための十分な被災調査がなく、被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響を示す科学的知見は得られていない。

● また、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になっている。

● 在外被爆者は、日本と医療制度の異なる国や地域に居住しており、かつ高齢化が進んでいることから、引き続き実情を踏まえた改善を図る必要がある。

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

現状	課題						
2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善							
○ 被爆者医療に係る地方公共団体の負担を軽減するために、老人保健事業推進費等補助金(原爆分)が創設されている。	● 被爆者の高齢化が進む中で、老人保健事業推進費等補助金(原爆分)の全国枠国費が平成22年度以降、減少傾向にある。 ● 介護保険法による保険者等の財政負担も大きい。						
3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化							
○ 毒ガス障害者援護制度(国の要綱により実施) <table> <tr> <th>区分</th><th>対象</th></tr> <tr> <td>医療給付</td><td>毒ガスに起因する疾病のみ</td></tr> <tr> <td>介護救済措置</td><td>毒ガスに起因する在宅介護費用のみ</td></tr> </table> ※ 毒ガス障害者の要望で実施している通院交通費や死亡弔慰金等は、県単独で補助。	区分	対象	医療給付	毒ガスに起因する疾病のみ	介護救済措置	毒ガスに起因する在宅介護費用のみ	● 本来、国の責任において実施されるべきものであることから、根拠法の制定や制度の拡充が必要である。 ・ 原爆被爆者対策と比較して対象疾病が制限されている。 ・ 現在、全ての対象者が高齢者となっており、毒ガス起因との判断は難しく、事実上利用できない状況にある。 ・ 毒ガス障害者にとって必要な支援が、国の制度の対象外となっている。
区分	対象						
医療給付	毒ガスに起因する疾病のみ						
介護救済措置	毒ガスに起因する在宅介護費用のみ						

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(2) 放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成措置の創設

国への提案事項

世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で広く世界貢献を果たす必要があることから、広く放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成制度を創設すること。

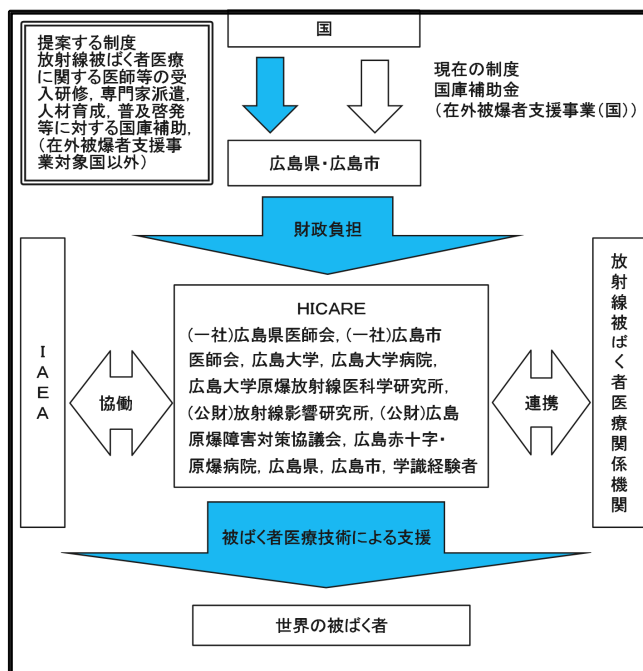
1 対象事業

在外被爆者支援事業対象国に限らない、国内外の関係機関(IAEA等)と連携した放射線被ばく者医療に関する次の事業

- ① 医師等の受入研修
- ② 専門家派遣
- ③ 普及啓発のための国際会議
- ④ 共同研究

2 助成内容

定額補助又は、事業費に対する国庫2/3の助成



【提案先省庁:内閣府, 外務省, 文部科学省, 厚生労働省】

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(2) 放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成措置の創設

現状

1 広島が培った被ばく者医療の実績と研究成果による貢献

- 世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で、広く世界に貢献していく必要がある。

《放射線被曝者医療国際協力推進協議会(HICARE)(平成3年設立)の活動内容》

- 医師等受入研修:延べ37か国・地域768名(令和3年3月現在)
- 医師等専門家派遣:延べ17か国219名(令和3年3月現在)
- 国際原子力機関(IAEA)と協働した放射線被ばく者医療分野の人材育成
 - ・ 国際医療研修、医学生のIAEAへのインターン派遣、共同研究
- 次世代の人材育成:高校出前講座
- 講演会開催
- 福島第一原子力発電所事故へのオール広島での医療支援

2 放射線被ばく者医療の必要性

- 被ばく者治療のノウハウの不足
- 被ばく事故発生時の体制が未整備
- がん治療など放射線源を用いた医療の需要増

課題

- HICAREの活動に対するニーズが大きい中、広島県・広島市の支援だけでは限界がある。
 - ・ HICAREの経費を負担する広島県・広島市はともに、厳しい財政状況
 - ・ HICAREの活動は、在外の原爆被爆者を対象とした在外被爆者支援事業に依存する現状
 - ・ これまでに蓄積された知見及びIAEAとの協働事業等を通じて得られる放射線被ばく者医療の知見を世界に、より広く普及する事業を実施するための財源確保が困難となっている。
 - ⇒ 研修生の約90%が在外被爆者支援事業対象国からの受入となる等、活動が制約されている。

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

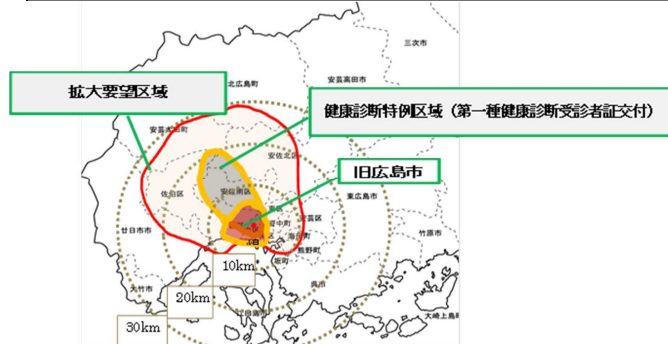
(3) 「黒い雨地域」の早期拡大等について

国への提案事項

「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件に伴う、「黒い雨地域」の拡大も視野に入れた再検討について、

- 「黒い雨」体験者の高齢化が進んでいることを踏まえ、令和3年度中に「黒い雨地域」の拡大を実現すること。
- 「黒い雨地域」の拡大が実現した場合に対応する財政措置がなされること。

参考 現行の「健康診断特例区域」と、平成22年7月の「拡大要望区域」



【第一種健康診断受診者証】

○左記の健康診断特例区域内に在った者は、被爆者健康手帳所持者と同様に無料で健康診断を受診することができる。



○特定の疾病にかかっている場合は、被爆者健康手帳が交付され、健康管理手当が支給される。

【提案先省庁：厚生労働省】

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(3) 「黒い雨地域」の早期拡大等について

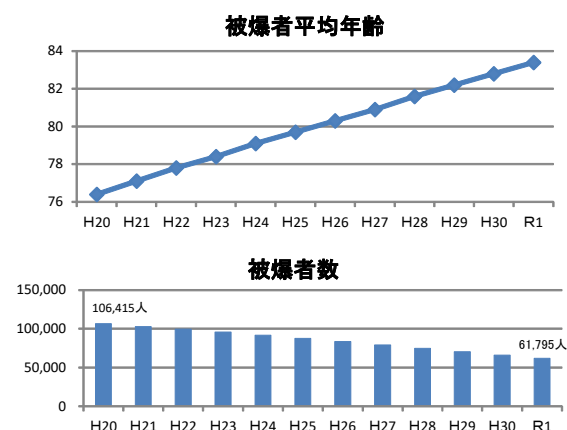
現状

- 1 「黒い雨地域」の拡大要望
 - 平成20年～22年に広島県・広島市が原爆体験者等健康意識調査を実施。
 - この調査結果をもとに、平成22年7月及び平成24年7月に広島県及び関係市町が国へ「黒い雨地域」の拡大を要望。
 - 平成24年7月18日、国の検討会の報告書で「広島原爆由来の放射線被ばくがあったとは考えられない」とされ、「黒い雨地域」の拡大には至っていない。
- 2 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件
 - 「黒い雨地域」外の「黒い雨」体験者が被爆者健康手帳の交付等を求めた訴訟で、広島県・広島市が敗訴した。（令和2年7月29日・広島地裁判決）
 - 国は、『「黒い雨地域」の拡大も視野に入れた再検討』を行う方針を示し、広島県・広島市は広島高裁へ控訴した。（令和2年8月12日）
 - 令和3年3月末までに検討会が計3回実施された。

課題

- 「黒い雨」体験者の高齢化が進む中、「黒い雨地域」の早期拡大が求められる。
- 「黒い雨地域」の拡大が実現した場合に、それに対応する財政措置がなされる必要がある。

<参考> 広島県内の被爆者平均年齢及び被爆者数の推移



※数値は各年度末現在

